

平成30年 第3回

木古内町議会定例会会議録

平成30年9月14日 開会

平成30年9月21日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（平成30年9月14日）	
議事日程	3
議会運営委員会報告書	5
議長諸報告	6
総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	8
開会・開議の宣告	10
日程第 1 会議録署名議員の指名	10
日程第 2 議会運営委員会報告	11
日程第 3 会期の決定	11
日程第 4 議長諸報告	12
日程第 5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告	12
日程第 6 行政報告及び教育行政報告	13
日程第 7 一般質問	25
4番 竹田 努	25
5番 相澤 巧	28
8番 鈴木 慎也	30
日程第 8 報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率について	34
日程第 9 報告第2号 平成29年度木古内町一般会計継続費の精算報告について	35
日程第10 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算（第5号）	36
日程第11 議案第5号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	36
日程第12 議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	42
日程第13 議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	43
日程第14 議案第4号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	44
日程第15 議案第6号 木古内町多目的活性化施設設置条例制定について	45
日程第16 同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について	46
日程第17 同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	47
日程第18 同意案第3号 被表彰者の決定について	48
日程第19 同意案第4号 被表彰者の決定について	49
日程第20 認定第1号 平成29年度木古内町一般会計決算認定について	50
日程第21 認定第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について	50
日程第22 認定第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について	50
日程第23 認定第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について	50
日程第24 認定第5号 平成29年度木古内町水道事業会計決算認定について	50

日程第 2 5	認定第 6 号	平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について	5 0
日程第 2 6	認定第 7 号	平成29年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について・・・	5 0
日程第 2 7	認定第 8 号	平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について	5 0
日程第 2 8	認定第 9 号	平成29年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について・・・	5 0
		休会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
		会議録署名議員の署名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
第 2 日 目（平成 3 0 年 9 月 2 1 日）			
		議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
		議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
		議会運営委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
		平成29年度木古内町決算審査特別委員会報告書・・・・・・・・	5 6
		開会・開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
日程第 1		会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
日程第 2		議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
日程第 3		議会運営委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
日程第 4		平成29年度木古内町決算審査特別委員会報告・・・・・・・・	5 9
日程第 5		議案第 7 号 平成30年度木古内町一般会計補正予算（第6号）・・・	6 0
日程第 6		発議案第 1 号 議会閉会中の所管事務調査について・・・・・・・・	6 6
日程第 7		意見書案第 1 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に 見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育 を求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
日程第 8		意見書案第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を 求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
日程第 9		意見書案第 3 号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備 を求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 8
日程第 1 0		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について・・・・・・・・	6 9
		閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
		会議録署名議員の署名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1

平成30年9月14日（金）第1号

- 開会日時 平成30年9月14日（金曜日）午前10時00分
- 休会日時 平成30年9月14日（金曜日）午後 3時02分

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	若山	忍
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
町民課長	吉田	広之
保健福祉課長	羽沢	裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤	一郎
まちづくり新幹線課長	木村	春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	田原	佳奈
産業経済課長	片桐	一路
建設水道課長	構口	学
病院事業事務局長	平野	弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東	誠
教育長	野村	広章
生涯学習課長	吉田	宏
給食センター長	吉田	宏
農業委員会事務局長	片桐	一路
代表監査委員	森井	俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田	伸一
議事担当主査	西嶋	浩二

平成30年第3回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成30年9月14日（金）

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告及び教育行政報告
7		一般質問
8	報告 第1号	健全化判断比率及び資金不足比率について
9	報告 第2号	平成29年度木古内町一般会計継続費の精算報告について
10	議案 第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算（第5号）
11	議案 第5号	平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
12	議案 第2号	平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
13	議案 第3号	平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
14	議案 第4号	平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
15	議案 第6号	木古内町多目的活性化施設設置条例制定について
16	同意案第1号	木古内町教育委員会委員の任命について
17	同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について
18	同意案第3号	被表彰者の決定について
19	同意案第4号	被表彰者の決定について

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
20	認定 第1号	平成29年度木古内町一般会計決算認定について
21	認定 第2号	平成29年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について
22	認定 第3号	平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について
23	認定 第4号	平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について
24	認定 第5号	平成29年度木古内町水道事業会計決算認定について
25	認定 第6号	平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について
26	認定 第7号	平成29年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について
27	認定 第8号	平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について
28	認定 第9号	平成29年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について

平成30年第3回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算（第5号）	30. 9. 14	原案可決
議案第2号	平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	30. 9. 14	原案可決
議案第3号	平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	30. 9. 14	原案可決
議案第4号	平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	30. 9. 14	原案可決
議案第5号	平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	30. 9. 14	原案可決
議案第6号	木古内町多目的活性化施設設置条例制定について	30. 9. 14	原案可決
議案第7号	平成30年度木古内町一般会計補正予算（第6号）	30. 9. 21	原案可決
同意案第1号	木古内町教育委員会委員の任命について	30. 9. 14	原案同意
同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	30. 9. 14	原案同意
同意案第3号	被表彰者の決定について	30. 9. 14	原案同意
同意案第4号	被表彰者の決定について	30. 9. 14	原案同意
報告第1号	健全化判断比率及び資金不足比率について	30. 9. 14	報告済み
報告第2号	平成29年度木古内町一般会計継続費の精算報告について	30. 9. 14	報告済み

認定第1号	平成29年度木古内町一般会計決算認定について	<p>30. 9. 14 平成29年度木古内町 決算審査特別委員会 に付託</p> <p>30. 9. 21 平成29年度木古内町 決算審査特別委員会 の報告通り認定</p>	
認定第2号	平成29年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について		
認定第3号	平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について		
認定第4号	平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について		
認定第5号	平成29年度木古内町水道事業会計決算認定について		
認定第6号	平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について		
認定第7号	平成29年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について		
認定第8号	平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について		
認定第9号	平成29年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について		
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	30. 9. 21	原案承認
意見書案第1号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	30. 9. 21	原案可決
意見書案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	30. 9. 21	原案可決
意見書案第3号	障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書	30. 9. 21	原案可決
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	30. 9. 21	承認

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、平成30年第3回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。町長より説明員について発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

お許しをいただきましたので、大野副町長の本定例会の欠席について、ご報告を申し上げます。

副町長、大野 泰は現在、函館市立病院に入院を行っておりますことから、本定例会の全日程を欠席させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

このため本定例会では、私より説明をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、大野副町長の病状につきましては、9月12日午後4時過ぎに胸の痛みを訴え、直ちに木古内町国保病院の診察を受けましたところ、心臓疾患の疑いがあることから、函館市立病院に転院し、処置を行ったとの報告を受けております。

手元に診断書がまだ届いていないため、詳細には把握できておりませんが、2週間から3週間程度の入院治療が必要とこのように見込まれているところでございます。

また、森井代表監査委員につきましても体調不良のため、本定例会の全日程につきまして、欠席をさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、報告とお願いを終わります。どうぞよろしく願いを申し上げます。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 町長から報告がありました。大野副町長と森井代表監査委員の早期全快と退院をお祈りいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

4番 竹田 努君、5番 相澤 巧君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。

平成30年6月19日に開かれました、平成30年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。

平成30年9月14日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 新井田昭男。

議会運営委員会報告書。

平成30年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。

会議開催状況につきましては、9月12日に開催し、欠席委員はおりませんでした。

2. 平成30年第3回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1) 今定例会の会期については、9月14日から9月21日までの8日間としたい。

14日は本会議を開催し、行政報告及び教育行政報告、一般質問、補正予算等の議案審議、平成29年度各会計決算認定の上程を行う。

9月15日から17日は休会日とする。(実質5日間)

(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号10から11までは一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3) 付議案件は、議案6件、同意案4件、報告2件、認定9件、発議案1件、意見書案3件である。

(4) 一般質問者は3名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から9月21日までの8日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期につきましては、本日から9月21日までの8日間と決定をいたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成30年6月19日に開かれました、平成30年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会委員長 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

平成30年9月14日 木古内町議会議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. の会議開催状況につきましては、6月20日から3回開催しておりまして、出席委員、欠席委員、説明員につきましては、記載のとおりでございます。

2. 所管事務調査項目につきましては、(1) 総務課、(2) まちづくり新幹線課、(3) 産業経済課、(4) 建設水道課まで、調査項目については記載のとおりでございます。

3. 調査報告をいたします。

(1) 企業誘致について。

本議会では、平成28年度以降町が取得した企業誘致用地に、企業がホテルを建設するための木古内町企業振興促進条例に基づいた補助金をはじめ、土地造成工事に要する予算について可決をしました。

この際に町は、町有地を無償貸与するにあたり、必要な排水路工事や地盤改良などに要する事業費をあらかじめ積算しておらず、施工直前で高額費用を示しました。本来、行政から土地を取得する際に十分な説明が必要な内容であります。当委員会としても、そこを指摘できなかった点もあり、お互い反省すべきであります。

いずれにしても、今後も十分な町民理解を得るために、より透明性のある行政運営に努める必要がある。

(2) 財政収支計画について。

平成29年度決算を踏まえ、財政収支計画が示されました。その計画の最終年である平成40年度の基金残高は、現在の残高の約19億円から約3,000万円となるもので、先を見据えた慎

重な財政運営が必要となっている。

今後、振興計画等の事業を進めるにあたっては、国・道の補助金や起債を活用するとともに自主財源の確保を念頭に置くなど、将来に向けてより安定的な財政運営を望む。以上です。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会
は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

行政報告及び教育行政報告

○議長(又地信也君) 日程第6 町長行政報告及び教育行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。町長並
びに教育長より行政報告がありますので、これを許します。

はじめに、町長。

○町長(大森伊佐緒君) 平成30年度第3回定例会にお集まりをいただきまして、誠にありが
とうございます。行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます。

1. 平成30年台風21号に伴う被害について。

平成30年9月4日から5日にかけて、台風21号が渡島半島に最接近することが見込まれたた
め、9月4日午後1時30分に平成30年台風21号木古内町災害対策本部を設置いたしました。

暴風雨のピークが深夜になることから、午後3時30分に避難準備・高齢者等避難開始を発
令し、中央公民館のほか、町内合計4箇所に避難所を開設いたしました。

また、町内各避難所には保健師を配置し、避難された皆さんの体調のケアに対応いたしま
した。

その後、午後4時34分に暴風警報、午後6時26分に大雨・洪水・波浪警報が発表され、警報
が解除されるまでの間、建設水道課と木古内消防署を中心に町内の河川、道路、家屋などの
巡視を行っております。

9月5日未明過ぎから風雨も弱まり、午前3時8分に大雨・洪水警報が解除、午前5時36分に
暴風・波浪警報が解除されました。

避難者は午後10時の時点で最も多く、32世帯40人の住民が避難されましたが、天候が回復
し、順次帰宅がはじまり、午前5時30分には全避難者が帰宅したので、同時刻をもって避難
所を閉鎖するとともに、避難準備・高齢者等避難開始を解除し、災害対策本部を解散いたし
ました。

被害調査につきましては、5日の午前9時から被害調査要領に基づき全町を対象に実施し、
被害状況につきましては、物置などの屋根の飛散が3件、漁業被害は集荷場や巻き上げ機小
屋などの損壊で約90万円の被害額が出ており、商業被害は店舗看板の破損により約240万円
の被害が出ております。

また、農業被害については、僅かな水稻の倒伏、ビニールハウスのビニールのはく離など

がありましたが、被害額はありませんでした。

引き続き、被害調査を継続しております。

なお、このたびの台風による人的被害はありませんでした。

また、本台風による出動については、役場職員47人、消防署員4人でございます。

2. 平成30年北海道胆振東部地震に伴う停電について。

平成30年9月6日午前3時8分に全道規模の地震が発生し、厚真町で震度7を記録し、死者41人となる大災害となり、いまも1,800人近くが避難生活を余儀なくされております。

改めて今回の地震で犠牲となられた皆様方に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

当町におきましては、震度3を記録し人的被害や水道被害はありませんでしたが、苫東厚真火力発電所が地震により発電が停止し、その影響で道内の全ての発電所が発電停止となり、道内全戸が停電する事態となりました。

この大規模な停電により、鉄道など公共交通機関も全て運休となり、全ての信号機も消灯いたしました。

町の対応につきましては、午前8時30分に平成30年北海道胆振東部地震木古内町災害対策本部を設置し、停電や交通の状況など、防災行政無線を通じ情報提供いたしました。

この間、社会福祉協議会と保健福祉課で連携し独居高齢者宅を戸別訪問し、安否確認しております。

午後5時より役場庁舎と中央公民館の2箇所自主避難所を開設しておりますが、最も多い時で、9世帯11人の住民が避難されました。

また、役場ロビーに携帯電話用の充電電源を提供し、約200人の利用がありました。

9月7日午前1時30分頃に、町内一部が復旧し、午前2時40分頃には全町が復旧いたしました。

電気が復旧したことにより、避難をしていた住民の方々も午前4時には全員帰宅され、午前4時30分をもって自主避難所を閉鎖し、同時刻をもって、災害対策本部を解散いたしました。

なお、今回の停電による当町の経済的被害額は農業では、酪農農家が生乳の受け入れができないことにより約55万円、漁業では活魚施設のヒラメ、カレイが死滅したことにより約30万円、商業では食品の廃棄等により約2,100万円です。

なお、本停電による出動については、役場職員47人、消防署員5人です。

また、町内の行事では、今回の地震の影響により、9月8日開催予定の消防フェア、対がん協会子宮がん・乳がん検診、9月15日開催予定の病院事業による病院祭りが中止・延期となっております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 次に、教育長の教育行政報告をお願いいたします。

教育長。

○教育長(野村広章君) おはようございます。

教育行政報告が1件ございますので、ご報告を申し上げます。

1. 東京海洋大学とオランダ文化庁による咸臨丸調査について。

東京海洋大学岩淵聡文教授や2人の専門潜水士、オランダ文化庁の委託を受けた調査官レオン・デルクセン氏らは、当町サラキ岬沖で沈んだオランダ製軍艦咸臨丸の調査のため、9

月6日から9日までの4日間木古内町に滞在し、海底調査を行いました。

調査については、専門潜水士の潜水により木造沈没船を探索し、船体の一部の木材サンプルから年代や産地を特定する分析を行い、咸臨丸かどうかの検証を行うためのものです。

地元潜水士を含む専門潜水士3人は、町内泉沢の沖合約500mで水深約10mから12mの海底をポールで刺すなどして、3日間にわたり4回の潜水調査を行いました。

結果については、想定されていた範囲には砂利や砂が厚く堆積し、また、アマモなどの細長い海藻が繁茂していることから、潜水作業に支障をきたしたため、詳しく調査ができず船体の発見には至りませんでした。

今後については、東京海洋大学岩淵聡文教授らは、海藻が枯れる時期に再び調査を行いたい旨の意向を示しています。

なお、木古内町としては、沈没場所等の解明につながる調査であると認識していますので、東京海洋大学やオランダ文化庁と情報を共有しながら今後の調査体制に協力してまいりたいと考えています。

以上で、教育行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 町長並びに教育長より行政報告がありました。

質疑につきましては、このあと行う一般質問で関連する質問がありますので、配慮をしていただき、質問をいただきたいと思えます。

それでは、質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長から台風、胆振東部地震の地震に伴う停電についての行政報告をいただきました。

これ今回、地震の部分で被害がなかったからここの行政報告に載せなかったのかなと思う点が1点。これはやはり、町の公共施設の状況がどうだったのか。うちは各公共施設もありますけれども、特に福祉施設、病院、特養というそういう入所者を抱える施設があるわけですから、そこがどうだったのかという異常がなければいけないというやはり行政報告の中ですべきだろうというふうに思うのですけれども、その辺について町長の見解を一つお願いします。

それから、いち早く行政報告の中で被害状況が出ています。これが最終なのかどうなのかわかりませんが、金額的に2,000万円を出ている被害があったということで、町とすればこの被害に対する支援をどう考えているのかという部分。これから検討していくということなのか、これは行政とすれば何の支援もないということで、整理をしていいのかどうなのかという部分。

それと、胆振東部地震の停電の1枚目に町の対応として、8時30分に対策本部を設置をして、停電その他の交通情報等について、防災無線を通じて情報提供をしたと。町長、実態はどうだと、町長はどういう認識しているのかなというふうに思います。確かに、外の防災無線は流れていました。ところが、個別の受信機から流れている家庭と流れない家庭があるという。

それは、単三乾電池が切れていれば停電時に、個別の受信機から情報が流れてこないのですよ。その辺を含めるとどういうふうに今後すべきなのか、私はやはりこういう防災無線の特に木古内町は高齢者が多い町ですから、これ乾電池を一年に一遍全戸に配布をするというようなことがあってもいいのではないだろうかというふうに思います。ただ、いまここでそれをどうするこうするというでなく、十分これからの予算編成含めて検討していただ

きたい。

それと、こういう長期の停電時にたまさか7日の午前1時半に通電になりましたけれども、これがさらに長引くという。我々、ラジオなんかの情報からすれば長期にわたっての停電だというような情報も得ていたのですよね。そういうことを踏まえますとやはり災害対策本部を設置した、やはり場合によっては炊き出しだとかも独居家庭におにぎりだとかのそういうものもあわせてこれから防災の考え方をしていかないとだめでないかなというふうに思うのですよね。停電ですから冷蔵庫の中身はどうこうという言い方はしませんけれども、この辺町長、福祉施設の関係と防災無線の個別受信機、これについてどうお考えですか。

○議長(又地信也君) それでは、答弁をお願いいたします。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 先ほど議長からのお話の中では、次に控える一般質問と重なる質問は遠慮してほしいということをおっしゃっていましたが、いまは公共施設については、このあと一般質問でお答えをする予定にしておりますが、どの程度お話していいかわかりませんが、特に異常はなかったということで、ご理解いただきたいと思えます。

また、支援等につきましては現在、被害額をまだ調査をしておりますので、このあと十分検討していきたいと思っております。

さらに、受信機につきましては、これからの検討事項だと思います。常に皆様にはお伝えをして、電池がなくなったら取り替えますよということをお伝えしているのですが、それが十分機能していなかったということだと思います。

おにぎり等につきましても、また防災計画の見直しを検討しておりますので、その中でしっかり対応をとっていきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 先ほども言いましたけれども、一般質問者のほうからいろいろ一般質問の中身がありますので、その辺を考慮した中で質問してください。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 議長からそういうふうに言われましたけれども、我々議運のメンバーに入っていない、我々メンバーは通告書を見ていないのですよ。きょうはじめてこの場で。

○議長(又地信也君) 私達もそうです。今朝、配付、行政報告はきのう配付されて、全員がそうです。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 行政報告でなくて一般質問。一般質問の通告書。

○議長(又地信也君) ちょっと休憩いたします。

休憩	午前10時33分
再開	午前10時38分

○議長(又地信也君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

行政報告に対する質疑を受けます。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長のほうから個別受信機の関係等は今後、十分検討するという事です。ですから、理解しました。ただ、公共施設の状況、例えば何もなかったから行政報告にこれ

だけ細かく載せているのに、やはり私は例えば入院患者、施設の入所者含めて、停電等のそういうトラブルというかなかったという部分を報告すべきだろうというふうに私は思うのですよね。町長の行政報告ですから、それが不必要とすればやむを得ない。ただやはり、私も6日の停電になっている夜来てどうこうと。イワイ設備さんなんかいましたから「どうしたんだ」と言ったら、高架水槽が停電で水が上がらないということで、直結での送管をしてみても受水槽に水を送っているのだという話を聞いたのですよ。そうしますと、少なからず業者に依頼をしていることは、例えばいくらかの予算もかかるわけです。そうすれば、公共施設で何もないということではなくて、こういう出来事もありましたという部分がこの報告でなぜないのだろうかというのが私は個人的に。たまさかその夜、携帯の充電でちょっと来た時のそういう「あれ」と思った部分があったものですから、その辺今後、行政報告の中身というか範囲含めた部分。やはり細かくするのか大雑把にするのかという部分の考えもいろいろあると思いますけれども、今後町長、今回の行政報告含めて、今後に向けた考え等もしあれば聞かせ願いたい。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねの意図はよく理解をいたしました。通常、行政報告をさせていただいている時には、できるだけ短めに要点をお伝えする。そして、大事なところだけということで努めておりましたが、今回は続けざまにもありましたし、全町的な被害でございましたので、できるだけ細かく被害のあった部分について中心に、行政報告をさせていただきました。

したがって、大きな異常のなかった点については、特段お話をしていないというのが現状でございますが、福祉という大事な部分でございますので、なければならないという報告も必要なのだということを伺いましたので、今後の課題としたいと思っております。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時42分
再開 午前10時45分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田でございます。

いま、町長のほうから台風21号並びに北海道胆振東部地震に関わる行政報告がありました。報告内容の内容に関しては、各議員いろんな思いがおそらくあるのじゃないかと思えますが、私はちょっと今回の台風と地震に関わる部分で、私の感じた部分をお話をさせていただきます。

また、議長のほうから言われました一部防災に関わる部分がありますので、後ほど同僚議員から関連の一般質問もあります。お答えは必要ございません。私が感じたことをお話をさせていただきます。

このたびの台風21号並びに北海道胆振東部地震で亡くなられたかたは、衷心より深く

哀悼の意を捧げるものであります。

被害者、そして被災地の早期復旧復興を心より願うものであります。

行政防災体制も予報での台風の対応、また全く予測不可能な大地震。そして、全道を巻き込んだ大停電。そのような中で当町は、幸いにも人災を含め大きな被害がなく、安堵しているところでございます。

台風21号に関しては、予報情報の的確な運用で、事前の対応の精査や防災無線の活用も含め、非常に私は効果のある対応と感じております。

住民への避難喚起については、各町内会の施設利用の中で、女性職員もその対応につきまして、利用者の不安軽減に大きな貢献があったものと感じております。

また、6日未明の発生の胆振東部地震での全道を巻き込んだ大停電、まさに大自然の脅威改めて見せつけられました。幸いにも当町は、7日未明に復旧となり、人的被害がなかったことで、これもまた安堵しているところです。この事態においても、防災行政無線での情報発信が有効に発信されたものと感じております。

ただ、自主避難所の開設に関しては、当町は2箇所開設とさせておりますが、できれば札苺・泉沢・釜谷地区も対象としていただければとそんなふう感じております。

これは、行政住民サービスは、ある意味公平でなければならないのかなとそんなふうな感じをしております。

いずれにしても台風、停電で少なからず被害に遭われたかたへできる限りの行政の関わりを持って対応していただきたいものです。

行政におかれましては、今後とも住民の生命財産を守るために、さらなる防災体制の構築を期待して、私の感じたことにします。以上です。

○議長(又地信也君) 質疑でなく所見みたいなものですね。わかりました。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) いまいろいろ質問・意見を言おうとしたことを新井田議員がまとめていただきましたので、その部分は省きまして、質問をしたいと思っておりますけれども。

議長からおっしゃられたとおり、一般質問には配慮してくださいということですが、一部若干かぶるのですけれども、まず避難所についてなのですけれども今回、台風の際、4箇所避難所を開設されました。停電の時には2箇所だったのでしたけれども、その際の札苺・泉沢・釜谷等を含む避難所に指定されている場所の設備等なのですけれども、ここに相澤議員は「発電機や暖房機器の備蓄の状況は」と書いているので、これおそらくそちらの避難所のことも含まれていると思いますので、ここも含むそれ以外の部分で、今回避難されたかたが不便を感じたこと、あるいは今回その不便が生じることによって、あそこ場所には行けないねという意見も多々聞こえてくるのです。ですので、今回のことを教訓に今後も災害があった際に避難所として指定するわけですから、何が足りないのか、これから何を留意しなければならないのかというのを来たかた、それから来られなかったかたも含めてたくさん意見を吸い上げて、このあとの一般質問の回答にも出るかもしれませんが、出ない部分については、今後協議していただいて、改善していただきたいと。こちら答弁ありませんので、要望いたします。

それともう1点、北海道の大きな発電所が11月まで見込みがないというテレビ等の情報ありまして、北海道全域で計画停電をやるのかやらないのかというのが毎日のニュースの中で

出てきます。その中で、節電を全道で20%しなければいけないという新聞やテレビの情報だけなのです、我々町民が得ているのは。木古内町も既に節電について、実際の公共施設で取り組んでいると思うのですけれども、じゃあ町民としてどこまでどうすればいいのかというのを周知できていないと思うのです。木古内町としてどういう節電に対する取り組みを考えているのか、あるいはそれを町民にどのように伝えるのかという考えを町長からお聞きしたい。それは例えば、公共施設を使う部分で節電に取り組むと地域の方々が使うに不便が生じるのですね。であれば、そこの部分は使わせて例えば一般の家庭のほうも含めた節電の利率を下げればそちらのほうも使えるようになるのじゃないかだとかいろんな考えが出てきますので、節電に対しての考えと町民に対してのその部分の周知をどう考えているのか、まず聞かせていただきたい。

それから、教育行政のほうもあわせて質問してよろしいですか。

○議長(又地信也君) どうぞ。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 今回は、残念ながら期待していた咸臨丸の部分が発見には至らなかったということで、これを見ると今後も文化庁さん等は調査を継続したいという考えに乗って、木古内町としてもこの文章を見ると「今後の調査体制に協力してまいりたい」という文言なのですけれども、はたしてこのあと咸臨丸が見つかった場合の部分ですけれども、咸臨丸と認定された時にじゃあ木古内町としてそれを利活用したどのような将来像をプランを考えているのか。それによって、じゃあこのあと単純に人的として協力するだけではなくて、前回の臨時議会でも補正あってお金はかかってくるよね。その将来像をプランによってはどの程度、協力体制と言ってもお金をかけるつもりなのか。当然、この海洋大学あるいはこちらの調査される方々の共同のもと、協議のもと、木古内町だけの独断では進められないことは理解しておりますが、やはりこれはお金がかかることなので、どういう町としての思いがあつての協力、金額も含めて進めていくのかという現状の現在の考えをお聞かせください。以上、2点になります。

○議長(又地信也君) 行政報告の本質からちょっと逸脱しているような感もありますけれども、答弁者のほうで整理して答弁してください。

先に、町長。

○町長(大森伊佐緒君) 節電対策でございますが、北海道を中心に現在節電に取り組みましようということで、様々な報道をとおして行われておりますので、これは全ての人が承知のことと思います。

北電からは、朝の8時30分から夕方の8時30分までの間、20%の節電をお願いしたいと。これは、各事業所あるいは各家庭において、何をすべきかというのはそれぞれ変わってくるかと思いますが、要は小まめに電気を使わないということになるかと思いますが。無駄なコンセントは抜くとか、掃除機をほうきに変えるということまではおそくないかと思いますが、それぞれのご家庭でこれまで使っていた電気を節約するというところに努めることが大事ではないかと思っております。

私ども北電からはそのように伺っております。これが達成すると電力の需要と供給のバランスがある程度保たれると。いまは、供給のほうがちよっと足りなくなっているということでございますので、北海道電力では水力発電を改めて再稼働をして、需要と供給のバランス

を保てるようにすると。それにしても計画停電などを起こさないためには、それぞれの皆さんが節電に努めるということを申し出があったところでございます。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) このたびの咸臨丸の調査についてでございますけれども、昨年の情報収集に続いて今回、所在調査というようなことでもございました。これは、本格的な調査ではございません。文化庁と東京海洋大学では、プロジェクトチームを作って、咸臨丸の歴史をひもとく上で一番大事なところだということで調査体制を組んでおりますが、このたびまずあるかないかという部分が一番大事なところでもございました。

実は10年ぐらい前に、町内の専門潜水士が船体を発見しております。それは、咸臨丸かどうか分からないというふうなことの中で、このたびその情報がプロジェクトチームによって潜水調査に至ったというところでもございます。

教育委員会としては、これは水中考古学の遺跡だというようなこれが発見された場合、そのようなことで所定の手続きをしながら進んでいくのではないかなというふうに思いますけれども、まずはあるかないかというような部分の調査について、木古内町としても関与していく必要があるのではないかなというふうに思っています。

発見された場合というようなことのお尋ねもありましたけれども、まだちょっと想定はしておりません。ただ、咸臨丸が沈んだ終焉の地であるということがこれが実証されるということから、観光の資源になるとかというような教育研究の場になるとというようなことも想定されるのではないかなというふうに思います。

経費につきましては、主体があくまでも東京海洋大学とオランダ文化庁ということですが。

このたびも船の備船代、それから潜水ダイバーはこれは発見者でございますから、発見者というか想定される情報源でありますから、2点について補正をさせていただいたところで。まず、そういうようなことで答弁をさせていただきます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 答弁をちょっと漏らしたものですから、させていただきます。

それでは、当町ではどういう節電をしているかということについて、まだお答えできていなかったものですから。

役場におきましては、9月の10日から節電を行っております。どういう形でやっているかと言いますと、ここでは蛍光管がないのですが、蛍光管を1本外して間引きの電力を使うとか、こういったようなことに心がけておまして、これは各施設にも協力要請をしたところでもございます。

また、町民に対しましては、防災無線あるいは町のホームページ等で、あとは行政無線こういったものでお知らせをする、またはしておりますので、こういう形で協力をお願いしております。以上でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま同僚議員の節電のマニュアルの関係で、自分もやはり町は町として公共施設の節電に協力をしている。ただやはり木古内町、町を挙げて節電に取り組むべきだろうというふうにそういう観点から、私はやはりこのあと今回の長期の停電の怖さというのを重々認識しました。計画停電をされては困る、そういう観点からやはり町民一丸となっ

て節電に協力しようと。ですから、新聞にちょっと節電のマニュアルというのかテレビの主電源を切ることによつての節電効果、コンセントを抜くことによつてのやはりそういうものの場合によつては絵なり写真をあわせたマニュアルを作つて全戸に配布をして、節電の協力をお願いしたいと。町の姿勢としてやはりそのくらい私はすべきでないのかなというふうに思うのですよね。その辺、町長は防災無線で確かに北電から節電の要請がありましたと言う部分は流れていました。それでいいのかなというふうに思うものですから、その辺もし再考できるのであれば再考してそういう取り組みをすべきだろうというふうに思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 町でパンフレットを作るといふことになるのとどこかから確実な情報を得なければならない。それは、おそらく北電であつたり、北海道であつたりと思います。

もう既に新聞の中にも折り込みで入っておりますし、また紙面にも載っている、テレビでこれだけ情報発信されている。こうした中でやれというお話だと思つてのですが、ちょっと様子を見なければならぬかなと思います。同じ情報が何度も何度も流れるわけですから、必要性はよくわかります。その上で検討したいと思つています。

○議長(又地信也君) ほかに。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木です。

このあとの一般質問といふまでの同僚議員のほうからいろいろ質問されたので、私のほうから確認だけさせていただきたいことが何点かございます。

まず9月4日、夕方6時ころです。あと9月の6日、早朝6時前、同じく6日の8時ころ、私は役場のほうにすぐ来まして、必ず副町長が疲れた顔をされながらも対策本部のほうで、しっかりと業務されていたなというのをやはり思いながら皆さんの行政報告に対する質問を聞いていたのですけれども、その中でこれは一般質問にかぶらない部分だと私のほうで思つて質問します。

9月の6日、「8時30分に平成30年北海道胆振東部地震の木古内町災害対策本部を設置し」と書いてあります。この時は、もちろん停電中でございますから、ほとんど家の電話もつながらないと。機種によっては電話もつながりづらいと。おそらくこの対策本部を設置するに至るまでが大変ご苦労されたのではないのかなと私はそのように思つていま話をさせていただきます。

本来であれば、普通に電話の連絡で職員のかたに連絡をして設置をするということだと思つてはいたのですが、この時は停電してしまつたので、職員になかなか連絡がつかないような状況の中、よく対応していただいたなと思つてはいたのですが、今後の課題としまして、LINEとアプリ、SNSを活用して職員のかた、緊急的に対策本部を立ち上げる時に連絡が取れる方法でしたりとか、その立ち上げるまでの問題点、今回いかがだったのかなというところを確認したいです。

あともう2点目が、以前私一般質問で質問させていただいた様々な活用方法があるドローンなのではあるけれども、今回、台風21号そして胆振東部の地震で、我が町の被害状況を確認するのに出動したのかどうなのかと。その辺りをもしあれば、出動しているのであれば報告していただきたいなと思つています。

あと3点目、こちら最後なのですけれども、町長の諸報告で9月4日、こちら札幌市に行かれていまして、7日の日、中野神社の例大祭と予定では書いているのですけれども、おそらく町長も非常にお忙しい中ご対応されて、また停電で連絡がなかなか付かない中、ご対応されてご苦労がもちろん理解するところではございますが、5日と6日どこでどのように職員のかたと連携を取り指示されていたのかなというところをお教えいただければと思います。以上、3点よろしく申し上げます。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 6日の8時半に災害対策本部を立ち上げまして、そのあとの対策本部を中心にやっていったのですけれども、午前3時8分に停電になってから、職員が役場に集まりまして、北電からの情報も得ながら、停電についての行政無線を6時25分に流したりですとか、あるいは7時過ぎには木古内小中学校の休校について放送とやっておりましたが、この間、幸いにも役場内の固定電話が止まらなかったということで、その固定電話からよその固定電話、あるいは役場の固定電話から各人の携帯電話に連絡が取れたというのがその時に救われた部分かなと思っています。ただ、議員おっしゃるように、そのほかにもLINEですとかこのSNSとかを利用しながら、ただ不確定情報を流すわけにはいきませんので、簡単にそれを町の情報として発信するには検証が必要なのですけれども、その辺は今後の検討かなというふうに考えております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) いまいただいた答弁なのですけれども、あくまでも外に。私の質問の意図がちょっと伝わっていなかったので、訂正させてください。

総務課長、外に発信するのではなくて、まずは本部を設置する職員のかたの連絡方法についての質問でございました。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時08分
再開	午前11時08分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、ドローンの関係です。まず、今回の台風の被害によりまして、うちの林業担当職員が後日ドローンを飛ばしております。実際には、その箇所です倒木等の被害は発見されませんでした。以上です。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 質問の意図がよくわからないのですが、この本部を立ち上げた前後、私の行動はどうだったかというお尋ねでよろしいでしょうか。わかりました。

まず、台風21号でございますが、9月4日から出張で札幌に行っておりました。帰る予定は9月5日に帰る予定でしたが、LINEでの職員とのやり取りの中で、防災本部を立ち上げるということだったので、会議を途中で退席し、14時台の列車で戻ってきて、そのまま役場に直行しております。

地震あるいは停電の際は、町内におりましたので、これは本部立ち上げから町内で作業を

行っております。

先ほど中野神社とありますが、9月7日に東京出張がありまして、午前中の電車がとおって
いなかったものですから、午後からの電車運行に沿って、東京へ行っております。以上で
ございます。

○議長(又地信也君) ほかに。3回目ですよ。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) わかりました。そうしますと町長諸報告で、7日の東京出張が抜けて
いるということによろしいのですか。資料が。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 7日に東京に入って8日の朝の事業で、この事業というのは、東京2
3区の特別区長会と連携を取っている北海道町村会町村会長の代わりとして、副会長の私が
出席したところでございます。

○議長(又地信也君) ほかに。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 先ほど議長からちょっと幅広くなっているなという主旨にすぐわない
と注意もあったのですけれども、今回、資料配付に本来行政報告が出されて、例えばそれも
一般質問に反映できる部分とかあるのですけれども、今回、前日に配られたということで、
これに対しての質問する機会がきょうしかないので、若干広く質問をさせていただいている
ことをご理解いただきたいと思う次第でございます。

それで、先ほどちょっと再質問しそびれたのですけれども、先ほどの1回目の私の質問に
対しての答弁に対しての再質問をさせていただきたいのですけれども。

庁舎内では一部公共施設です。電球を半分消したりとかというお答えをいただきましたけ
れども、それ以外で施設で例えば夜間の使用を禁止しているだとか、町民が使用できるとこ
ろを既に閉鎖しているというところとかはないですか。まず、それ確認です。

それと教育長です。

将来的には、まだ考えておりませんということがありました。具体的に、咸臨丸の見つ
た場合にはどうするか考えていないという答弁プラス、現状の予算についてはダイバーだ
ったりというのは当然、臨時議会で我々も同意したわけですから理解しています。今後につ
いての金額の考えについてを聞いたわけです。というのも当初、遺跡もそうなのですけれど
も、咸臨丸についても我々議会としては、一般質問されたかたもいますけれども、木古内町
の資源として大いに活用するべきだと力を入れるべきだという意見のほうが多数あった
と思うのです。ですので、この質問の主旨がどう捉えたかわかりませんが、まずは咸臨丸
が見つかるまで必死になって、せっかくやってもらっているのだから町としてもできるこ
とをつぎ込むと、将来に向けてつぎ込むという気持ちなのかなと思って聞いた次第な
のです。それがどうもお金を使っているのが何かだめなんだぞというふうに捉えられた
ような答弁だったので、再度確認しますけれども、咸臨丸を調査すると聞いてからかなり
の期日が経っていますよね。期間経っていますね。やはりこの間にもし見つかったら
こういうふうなことができるのだとやはり夢構想をこれまで練ってこなかったの
かなというのがちょっと疑問ですね。議長おっしゃるとおり、こういうような
主旨はおそらく一般質問の主旨だと思うのですけれども、ここで行政報告が
上がってきて、これからも協力していくという考えが示され

ているわけですから。じゃあこれに対して当然、予算もかかってくるわけですから、我々町民に説明しなければならないのですよ。見つかるためにさらにこういうダイバーとかのお金はやむなくかかると、見つかったあとにはじゃあこういうこと考えているのだと。それがその言ったとおりに進まなくても現状でやはりそういう応えが聞きたいのですよね。再度、ちょっといま言った部分足りない部分をもし追加であれば、考えを聞かせていただきたいと。以上、2点です。

○議長(又地信也君) 1点目。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 先ほど申し上げましたように、節電を依頼されている時間帯は、朝8時半から夜8時半でございます。その間、利用する施設がございますが、特に教育委員会のほうでは制限をしているというふうに報告を受けております。行政のほうではございませんが、教育委員会のほうから説明をさせます。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(吉田 宏君) 節電についてのお尋ねですけれども、教育委員会の施設としまして野球場ですけれども、野球場については12日から夜間使用禁止ということで、プールにつきましては昨日から夜間使用禁止ということでやっております。同時にテニスコートも同様に使用禁止、使用を制限しております。事務所等あとスポーツセンター等につきましては、スポーツセンターはまず利用していない時間帯に使わないのはもちろんですけれども、電気を間引きして利用という形で行っております。以上です。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 咸臨丸調査の今後の取り組みというようなことでございますけれども、ここきょう行政報告をさせていただいた中で、今後、支障の海藻等の繁茂がない時期に、もう一度確認するというようなこと。

まずは、所在あるかないかというような部分も確認し、そのあとは大々的な調査になるのではないかなというようなことを聞いております。

もしあるとすれば、この水中光波探知機というものを導入して、そこでもう一度探索するというようなことをまずこのあとの運びになっています。

そのあとは、これ水中考古学の遺跡なものですから、発掘ということはありません。全体像を確認して、そして保存地域を確定するというようなことになろうかと思えます。その段階では、やはり大々的にはオランダ文化庁と東京海洋大学の資財を投入するというようなことをお聞きしております。

したがって、木古内町がどの程度の経費を負担して協力していくのかというようなのはまだわからない状況でございます。できるだけこの情報を共有しながら、そういうあつてほしいなというような思いを持ちながら、調査に協力していきたいなというふうに思っています。

平野議員の質問に対してどのくらいの経費というのは、ちょっと十分に答えられない状況での答弁でございましたが、そのような状況になっております。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 最後になりますので、節電についてですけれども、そこで先ほど竹田議員からも話が出たとおり、木古内町としての姿勢・取り組みなのですけれども、町長はこれだけ北電からも新聞広告・テレビでもやっているとおりに、各自節電に取り組んでください

というので周知されているだろうとおっしゃいましたけれども、実際使用者は少ないかもしれませぬけれども、町民の日頃の生活に使用停止ということで影響与えているわけですよ。

そうすると普段だったら野球場にしるプールにしるテニスコートにしる、行けた人達が木古内町は節電に協力しているから使えないのだってという同調プラス不満も出るわけですよ。そこで町の考えとしては、今回の節電に賛成なのですよ基本的には。節電に対して当然、計画停電にならないために我が町としてこれだけのことをできることをやりますという意気込みと言いますか町の考えを知らせるのが絶対必要だと思いますので、先ほど竹田議員からの質問にも今後もそのようなことを考えて必要なことだという答弁だったと思いますので、もしそうじゃなければ再度確認したいのですけれども、やはり町として町民のかたにはこのように迷惑かけますけれども、これだけの目標を持って節電に取り組んでいきますと計画停電にならないためにというどこかでお知らせが必要だと思います。その部分の確認を再度お願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) どこまでご理解されているかわかりませんが、北海道が大々的にいま節電に取り組みましようという報道を流しております。それは、2割と。北電のほうは、具体的に時間まで指定してと。こういったことの中で、当町においても先ほどもご説明しましたように、防災無線等あるいはホームページ等で周知をしていくということでございますので、しっかりと計画を節電を進めようという表現はしています。ただ、先ほど竹田議員からのプリントアウトをしたものを出す必要があるだろうということでしたので、そこまでにってはたくさんのもので出回っている中で、検討をしましようということでございました。

少なくとも町も積極的に推進いたしますので、議員のお尋ねのように、一つひとつ町に関わる公共施設がこのような形で節電をしているということも必要なのかもしれない。検討させていただきます。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

11時30分まで、休憩をいたします。

休憩	午前11時20分
再開	午前11時30分

一 般 質 問

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書の順によって行うことにいたします。

はじめに、4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。

町長に文化、スポーツ振興施策について、お尋ねしたいと思います。

少子高齢化に伴う人口減等の要因が文化、スポーツにも顕著に表れてきていると感じています。今後、文化、スポーツ振興をいま何らかの手を加えなければ、先細り、消滅しかねない状況ではないかと思っています。

文化、スポーツの具体的な実践は、教育委員会が行っており、行うものと思っております。

ですが、町がしっかりとした考えを打ち出さなければならないこのように考えているところからであります。

この背景には、文化団体においても十何年来後継者不足、サークルの育成というようなことで、予算もかけながらこのサークル育成なり存続に努めてまいりました。このことは、教育委員会も同様の考えのもとで、何とかサークルを減らさないための努力をしていただきまして、一昨年からのこの文化団体協議会の事務局を教育委員会のほうにおいて、この部分を何とか今日まで努力してきましたけれども、なかなか良いこれといった手立が見出せないで今日を迎えております。私は、やはりこの5期20年の町長ですから、いろんな部分で木古内町の状況を見てきている。そういうことを踏まえれば、このそういう一つの減少の実態を町長はどういうふうに感じているのかなというのがまず一つ。

それと、そのためにこの文化なりスポーツの振興施策の整備について、私はやはり町が法整備を利用しなければならないとこういう思いから、こういう町長の考えを正すわけであります。どうぞよろしくお願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 4番、竹田 努議員のお尋ねにお答えをいたします。

はじめに、町内における文化活動・スポーツ活動の実態につきましては、近年の少子高齢化に伴い、団体、サークル、これらの会員の高齢化が進んでいることや、また団体数、会員数の減少が進んでいること。一方で、価値観の多様化と思われませんが、個人で活動を楽しまれているかた、新たに活動をはじめたグループもあるとこのように認識をしております。

こうした中、町民一人ひとりが生涯にわたり、文化やスポーツに親しみ、生きがいをもって生活できるよう、自らの主体性に基づいて自由に学ぶことができる環境づくりが大切だと考えております。

このため、町といたしましては、文化・スポーツ振興に関わる課題などつきまして、町教育委員会と共有し、第6次木古内町教育総合推進中期計画に基づき、教育施策の充実に努めているところでございます。

次に、文化、スポーツ振興施策の整備につきましては、芸術文化活動は地域の魅力を生み出し、潤いのある豊かな暮らしを支える大切な活動であると認識をしております。

このため、本年創立50周年を迎え、町民の文化振興の要であります木古内町文化団体協議会の運営に対しての支援を行うとともに、今後も町の芸術文化活動の振興に努めてまいります。

また、町民文化祭はもとより、活動の成果発表や交流の場の充実に図るとともに、町民が優れた芸術に触れる芸術鑑賞の機会を計画的に進めております。

スポーツ活動につきましては、体力の向上だけではなく、心と身体両面にわたる健康保持・増進に大きな効果をもたらします。

このため、体力や年齢に応じて誰でもが気軽にできるニュースポーツをはじめ、各種教室や競技大会を開催し、スポーツ活動を推進しております。

また、体育協会やスポーツ少年団などと連携を図り、町外交流事業を促進するなど、自主的なスポーツ活動の支援に努めております。

社会教育施設につきましては、町民が安全に安心して利用できるよう、施設の整備を図ることが重要であります。

このため、それぞれの施設の機能が十分に発揮できるよう、定期的な点検や改修などを行い、より効率的な運営と維持管理を進めております。

今後におきましても、町と町教育委員会は、木古内町総合教育会議における協議はもとより、十分な連携を図り、地域の文化・スポーツ振興の課題やあるべき姿を共有し、教育行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長から答弁いただきましたけれども、確かに6次の振興計画の中でもきちんとやはり明示をしている生涯学習社会、実現を目指すのだということが前段の中で表記をしているのですが、この中でも会員の減少や高齢化などによって運営が停滞している団体に対する支援が必要だとこのようにもまた提起をしているのですよ。振興計画、そして教育中期計画の中でも同様のこういう文言が掲載されていますけれども、これは教育委員会も縷々このことについては、スポーツ・文化団体・サークルについても縷々いろんなあの手この手の事業展開を含めて、努力しているというのは我々も実感をしています。けれども、本当にこの文化団体のサークル、いま15のサークルありますけれども、指導者が1人、生徒が1人というサークルが約半数近くになってしまったというこの実態なのですよ。ですから、文化活動・スポーツも含めて、この振興策としての手立て。例えば、我々もこれについては非常に何が良いのか、金銭的な支援をすればそのものが存続するのかどうかと。決してそうではない。特に文化については、趣味の世界というかそういう一つの社会なものですから、なかなかそうはいかない。そうすれば、我々もどっちかと言えば今回の一般質問についても確たる部分でなくて、どっちかと言えば抽象的な質問になってしまったというのは、どうしてもいままでずっと生んできたこの歴史を踏まえて、なかなか良いこれといった決定打がないということがこの際町長に頼るしかないという切ない気持ちがこういう一般質問になったということを理解をしていただきたいとこのように思っております。

町長、これ我々もいろんな角度で考えているのですが、例えばニュースポーツ、新しい何かをやるという。例えば講師の招聘をする、何か法的にこういう一つの基準という決まり事があれば、こういう要件を満たせばこういう例えば講師なり謝金の町からの援助があるとなれば、そこにやはりもう少し力を入れて、なかなかサークル独自では招聘できないそういうものもあるものですから、ですから我々いま求めているのは町長に、その辺の法的な整備をできないものか。いま縷々言ったように、これといったなかなか決定打というか決め手がないこういう中で、これはやはり一番の所管である教育委員会を主にどうすべきか、サークル存続のためにはどうすれば成り立つのだという部分含めて、やはりこの法整備をするという検討に入るべきではないかというふうに思うのですけれども、その辺について町長の考えを。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 法整備というのは、条例等の制定だとかそういったことを表して

いるわけでございますよね。

まず、それぞれのサークル、組織、こういったものはその愛好者の皆さんが独自に、また主体的に運営するということが一般的ではないかと思えます。実際にその長をされている竹田議員が当事者ですらどうしていいのかわからないというような言葉で象徴しているとおおり、私どもも具体的な案というのは、現段階では持ち合わせていないのが実情でありますし、現在はそれぞれに対して助成をすとかあるいはそういったことも行っておりませんし、実態を踏まえ皆様方からも要望ですとか意見をいただいて、一緒に考えていかなければならないテーマではないかというふうに思います。

現在、教育委員会のルールも変わりまして、これまでの教育委員会独自の運営から町と教育委員会と一緒に協議をするというこういったことで、先ほどもご説明しました木古内町総合教育会議がございますので、そちらのほうでもしっかりと町と教育委員会が連携をして、皆様方の声を聞きながら前に進んでいきたいとこのように考えております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま町長からそういう回答をいただきましたので、本来であればこの質問は教育委員会かなというふうに思っていたのですがけれども、いま後段に言われたやはり町長のそういう町としての部分として、町長に今回一般質問をしたというようなことで、十分我々のいま訴えた部分も若干町長理解もしていますし、スポーツについても町長は野球のチームの一員でもあり実態もよくわかっているわけですから教育委員会、あるいは関係団体とも一緒にやはり協議なり取り組んで、良いものを良い形にしていきたいということをお願いして一般質問を終わります。

○議長(又地信也君) 次に、5番 相澤 巧君の一般質問を行います。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 5番 相澤 巧です。

防災と停電について、一般質問をさせていただきます。

9月4日から5日にかけての台風21号による雷雨により、関西空港では滑走路が浸水、道内でも街路樹がなぎ倒され、住宅損壊などのニュースに心を痛めました。

翌6日早朝には、胆振管内厚真町が震源の震度7の最大級の地震が発生し、これに伴い道内全域で停電も起きました。山での数々の土砂崩れや、液状化で大きく波打った道路や、傾いた住宅の様子を見ると、茫然としてしまいます。40名の亡くなられた方々には哀悼の意を、被害に遭われた方々にはお見舞いを申し上げるところでございます。

当町における一連の災害については、消防、職員の巡回や情報収集、防災無線による広報や、停電時の非常電源の確保など、大きな被害もなく済んだものと私は思っているところですが、この状況が冬場だったら厳寒期だったらどうなっていたのだろうと思うところがあります。

そこで、次のことについて、町長の見解を伺います。

一つ、防災については、最悪を想定するのが本来のことと思えます。厳冬期において、このたびのような停電が発生した場合の発電機や暖房器具の備蓄の状況は、どうなっているのでしょうか。

二つ目、北電などの広報によれば、このたびの停電は地震による苫東厚真発電所の損壊により、電力の需給バランスが崩れ、事故のないほかの発電所も停止したために、ブラックア

ウトが起きたとのことでした。

一つの発電所の事故で、道内全域が一斉に停電することのないよう町として、またはほかの自治体と連携して北電に要請すべきと考えておりますが、その考えはございますでしょうか。以上です。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。町長。

○町長(大森伊佐緒君) 5番、相澤 巧議員のお尋ねにお答えをいたします。

本年9月6日に発生した、北海道胆振東部地震につきましては、当町では震度3を記録し、人的・物的被害はございませんでした。

しかし、苫東厚真火力発電所が損傷し、電力が止まったため、全道全ての発電所が停止し、全戸で停電となり、当町でも9月7日の未明にかけて停電となったことは、ご承知のとおりと思います。

お尋ねの発電機や暖房機の備蓄状況につきましては、発電機は現在町内に3台備蓄しており、暖房設備については各避難所に設置しております。

この間の対応の詳細につきましては、行政報告のとおりでございますが、発電機により、自主避難所の最低限の電源をこのたびは配備したところでございます。

また、冬期間における暖房器具につきましては、各避難所に設置しておりますが、中央公民館を除き、停電時には発電機等による電源が必要となります。

発電機は一昨年より順次購入し、避難所へ設置しておりますが、このたびの災害を受け、木古内町地域防災計画の見直しを今年度中に行い、次年度中に電源確保について整備をすることといたします。

次に、再発防止に向けた北海道電力への要請につきましては、9月10日に北海道電力福島営業所長が来庁され、このたびの停電についての陳謝と、今後の節電についての要請がありましたので、その席上で、再発防止に努めるよう要請を行ったところでございます。

また、翌9月11日に開催された北海道主催の渡島地域電力需給連絡会では、当町から担当課長が出席し、今後の節電にかかる意識あわせや、要請などについて意見交換を行っております。

今後、他自治体との連携による要請につきましては、北海道町村会と連携した取り組みを進めてまいります。

○議長(又地信也君) 相澤議員に申し上げます。

あとお昼まではわずかな時間ですので、再質問は休憩を取ったあとでなさったらどうかと思いますが、続けますか。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 休憩を。

○議長(又地信也君) それでは、昼食のため1時まで暫時、休憩をいたします。

休憩 **午前11時55分**
再開 **午後 1時00分**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 発電機については、順次各施設へ設置するとのことでございます。

1日も早い設置を望みます。また、これについては機械ですので、設置すれば良いというものでもありません。適宜点検等確実に行って、いざという時に不具合のないよう運用していただければと思います。

二つ目、道内の各地に火力電力発電所があります。また、本州との間には北本連系線とも当町からつながっています。ブラックアウト、全道一斉停電など絶対あってはならないことです。停電は一次産業の方々から商店や運送、交通、報道と全産業にわたり致命的な打撃を与えるものです。言い方は大げさかもしれませんが、北電は私達道民の命を握っているようなものです。このようなことから今回のことが再び起こらないよう支店だけではなく本店に対し、強く文書で要請していただきたいと思います。これについて、町長は。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) はじめに、機械等の点検整備でございますが、議員おっしゃるとおり、有事の際に稼働しないということのないようにしっかりとした体制をとっていく、これまでどおり進めていきたいと思っております。

また、北電に対する要請につきましては、このたびは触れられておりました北本連系で、60万キロワットの電力も加えてもまだ足りないということでございますので、相当私どもの節電が必要になってくるのだと思いますが、そういう中で北電に対する要請。先ほども申し上げましたが、北海道町村会と連系をしてしっかりとした要請を行ってまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) ちょっとしつこいようですけれども、口頭で話をしてもどうにもならないかと思えます。文書できちんと要請していただければありがたいと思います。

また、発電所については、あちこちに設備していると思われまます。報道でもかなりの地域に点在させているようです。苫小牧東にワット数を大きく依存していた部分はあるにしても、我々に節電を要請するのはそれはもちろん我々も協力しなければならないところですが、それにしてもこのような停電があってはならないことからそういう強い要請を望むものでございます。以上、私の質問を終わります。

○議長(又地信也君) 答弁はいりませんね。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) いりません。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧君の一般質問を終了いたします。

次に、8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木慎也です。

1. 我が町のエアコン設置状況と今後の計画について、一般質問させていただきます。

平成30年度の都道府県別熱中症による救急搬送状況では、東京都が3,502人と全国1位で、北海道は学校のエアコン設置率0.3%と全国47都道府県で最下位であるにも関わらず、搬送数が393人と全国32位となっています。

また、盛岡では体育館での全校集会後に11人の生徒が熱中症の症状を訴えて病院に搬送されたり、愛知県豊田市では校外学習中に小学一年生の尊い命が熱中症で奪われました。

本来であれば学校の全教室に、エアコンを導入することを望みますが、財政負担が大きく、我が町のみならず全国的に財政難がエアコン設置の障壁となっております。国は、学校施設環境改善交付金としてエアコンの設置に3分の1の額を補助していますので、今後は有効に活用すべきと考えます。エアコンは贅沢品ではなく、必需品であると考え、子ども達が教室や体育館で適度な室温で学べる環境整備作りを望みます。

関連して熱中症のリスクが高い保育園、高齢者が利用する施設等の施設についても伺います。

(1) 我が町の公共施設のエアコン設置状況について。(2) 小中学校及び公共の施設にエアコン設置の計画はあるのか。(3) 保育園、高齢者が利用する施設等にエアコン設置または助成制度の考えはあるのか。以上でございます。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 8番 鈴木慎也議員のお尋ねにお答えをいたします。

はじめに、当町の公共施設におけるエアコン設置状況につきましては、10の施設に設置しております。

このうち、道の駅と国保病院、この二つの施設は全館対応の設備で、ほかの8施設は各所に計22基のエアコンが設置しております。

主な設置状況につきましては、特養いさりびの各ステーションと通所リハビリ、学童保育施設の施設内、健康管理センターの診察室と電算室、役場と小学校のサーバー室とパソコン室などに設置しております。

次に、エアコンの設置計画につきましては、夏の暑い時期には気温の上昇もありますし、夏休みがあるのですが、夏休み期間中と重なっていること。また、学校環境衛生基準これによりますと、冷房を必要とする気温が28度以上となる日とありまして、これが極めて少ないこと。こうしたことから、設置の必要性は低いと考えております。

したがって、現在のところ小学校、中学校の施設への設置は考えておりません。

ほかの公共施設につきましては、町内会館等の施設への設置計画はございませんが、現在、公民館・スポーツセンターの内部設備等の改修計画の設計を行っており、この中で冷暖房設備の設置を計画しております。

また、公共施設全般の冷暖房設備の設置につきましては、災害時の有事の対応を見据えて、計画的に設置を検討してまいりたいと考えております。

次に、保育園につきましては、社会福祉法人が運営をしておりますので、町が直接エアコンを設置する考えはございません。

設置につきましては、保育園の経営の中で判断するものと考えており、現在のところ、助成についても検討はしておりません。

また現在、国や道の補助事業にも該当していないことを確認しております。

次に、健康管理センターにつきましては、現在、未設置の高齢者を対象とした生きがい教室、あるいは健康マージャン教室などを行う保健指導室がございますが、ここに設置を検討しております。

次に、民間施設の状況につきましては、グループホーム杉の木別館、旧老健施設跡でございます。この別館及びデイサービス杉の木は、エアコンが設置されており、グループホーム

杉の木本館、かつて病院だったところですが、ここには設置されておりませんが、各部屋の扇風機による対応で利用者の体調管理に支障はないと伺っておりますので、町としては助成する考えはございません。以上でございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) (1) のエアコン設置状況、いま現在10の施設でということで、ご答弁いただきました。この設置状況は確認できたのですけれども、小学校の衛生28度以上が少ないですとかいろいろ法的な部分はあるかと思うのですけれども、我が町の設置基準というのがあるのかどうなのかというのを(1)の再質問としていたしたいです。

私は小中学校の教室、先ほど公民館・スポーツセンターというのを計画設計中だという話もありましたが、こちらもスポーツセンターの実情ですと夜間利用されているかたです。窓を閉めて運動をされています。その理由と言いますのが、一つが虫が入ってくるというのも一つの理由かと思えます。ただ、網戸がないものでオープンにしてしまうと虫も入ってきてしまうしということで、網戸もないから窓も開けられないと。ですので、先ほど町長おっしゃったように、確かに北海道木古内町と地域的にはほかの日本の地域と比べて涼しい場所ではあるのですが、熱中症というのは閉めきった室内でも起こりやすい。ひと昔前は、よく夏の暑さや太陽の陽があたって日射病と呼ばれていた時期がございました。ただ、2017年から必ずしも太陽にあたってから日射病になるということではなく、特に高齢者のかたはエアコンを使用せずに寝ているうちに発症してしまうということもございますので、この公民館・スポーツセンターの設計の段階ということなのですが、何とかエアコンを設置する方向で進めていただきたいなと思っておりますし、全ての避難場所・各町内館が必要であると考えています。あと、役場庁舎内に関しては以前、職員のかたとエアコンが役場内にあったらどうだろうかという立ち話をしたのですけれども、ただその時にほかの公共施設がエアコン整備されていないのに、役場だけ整備されるというのもやはりどうなのだろうかというような非常に謙虚な職員のかたとちょっと話をさせていただいた経緯があるのですけれども、ただ視点を変えると来庁されたお客様に涼しい庁舎内で、それをおもてなしの一つになるのかなと。

あと、職員の皆さんも涼しい環境でぜひ仕事の効率をいままで以上にアップしていただきたいなとそういう思いもありますので、いま一度公共施設設置基準しっかりと考えていただきたいなと思っております。

それで(2)の小学校、いまのところありませんと設置する計画はございませんということだったのですが、エアコンは何も冷房・ドライ・除湿だけではなくて、我が町は春にも秋にもストーブを使用する地域でございます。ですので、先ほど町長からありましたけれども、春・秋に本来であれば灯油の燃料を使ってストーブをつける場合もエアコンの暖房を使用することで、燃料費コスト削減になると私は思っております。そのあたりもしっかりと検証させていただきたいなと思っております。

あと、いま(2)の再質問なわけですが、学童保育所にエアコンを設置したというというのは、各委員会行政側と議員側でいろいろ議論をしながらつけさせていただいたという部分はあるのですけれども、この電気代のもちろんランニングコストというのがかかってきますので、年間4月からまだ年間出ていないかもしれないのですけれども、電気代ランニングコストどうだったのかなというのが一つ思っております。学童保育につけたタイプであれば、50万円程度だったかと記憶しておるのですけれども、小学校・中学校これが大きな市

みたくたくさん教室があつて、たくさん学校があれば財政負担が数億円ということは理解するのですけれども、我が町の規模で考えるならば数百万・数千万の予算で私は対応できるのではないのかなと思っております。要は、子ども達に予算をかけられる町なのか否かなのかなと私はそう思っていますし、そもそも子ども達に少しでも良い環境で学びの場を提供したいと思う一方で、お金をかけられない地域に私はやはり将来はないのではないのかなと。

エアコンに限らず子どもにかける割合を増やすべきだなと思っております。ただ、いま現在、小中学校で熱中症にかかりましたよと緊急搬送されましたよという報告は受けていないのですが、ただ少しでも良い環境で学んでほしいと。予算も数億円かかるわけでもなく、もしかしたら数十万・数百万で対応できるものもあると思いますので、小学校に関しては問題があるから解決をするとそういう思いで、もう一度町長のご答弁をいただきたいと思っております。

(3) こちらは保育園は、助成は考えていないということと、関連の施設は扇風機で対応しているというご答弁でしたが保育園も今後、認定保育園など新しい施設が建ったり新しい方向になる段階でぜひとも新しい公共施設、若しくは子どもがいる施設、高齢者がいる施設に関しては、必ずこの冷暖房のエアコンを設置すべきだなと思っております。

3点まとめてみますと、(1)の再質問としては、いま一度もう1回状況を確認したのですけれども、検討の余地がないのかというのを聞いてみたいのです。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 何点かございまして、件数がはっきり確認できなかったのですが、まず各施設への冷暖房設備でございますが、中央公民館先ほど申し上げましたように現在、設計中でございます。ここでは、平成30年度中に設計を行い、さらには改修をしていくという機械設備がありますが、このほかに本体ですと26年度に設計を行ったのですが、財源の確保ができていないのでいまローリング中とこういうことで、ここら辺も財源の確保を考えながら冷暖房設備の設置について考えていかなければならないと思っております。

参考までに申し上げますと、学校環境衛生基準これが改正になりまして、町としてはどういう基準でやっているのだという質問でございますが、平成30年の4月1日から教室等の気温というのが17度以上28度以下とこのようにこれが望ましいというふうにされておりますので、当町におきましてその改正にあわせた考え方で進めております。

また、渡島管内ではよその町のことを言っても仕方がないのですが、普通教室にエアコンを設置している小中学校は一枚もありません。だから、ここもないのだということにはなりません、参考までにお伝えしておきます。

また、渡島管内においてことしの6月から7月までのデータですが、熱中症の疑いで学校から病院へ搬送された人数は5人でございます。確定診断を受けた人はいないのですが、搬送者の内訳は部活中にグラウンドから搬送された人が3人、プール授業中で2人となっております、教室での搬送者はおりません。こういったことなども参考にさせていただければと思います。

そして、保育園でございますが、保育園両園に確認をしております。この中で、室内では扇風機を使用していると。そしてまた、屋外では町民プール、それから園庭、園の庭です。

園庭にビニールプールなど、そしてまたタライ、こういったものを使って水浴びをしてい

るということです。また、ことしの夏熱中症になった児童は、両園にはいないということを確認しております。こうしたことから現在の計画では、先ほど申し上げたとおりでございます。

高齢者施設につきましては、民間のほうがどうも充実しているようでございます。ただ、当町におきましても、病院の施設につきましては、全て完備していることは先ほども申し上げましたし、旧老健施設の現特養施設については、改修によって整備が行われているということでございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君の持ち時間20分が経過いたしましたけれども、特別に何かあれば許します。ありますか。端的にお願いします。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 町長の答弁でだいたい理解はいたしました。ただ一つ、またまた再三のことになるのですが、エアコンというのは我が町では春・秋暖房の役割もする。我が町の子ども数、高齢者の数を考えればさほど膨大な予算がなくても対応できるものもございませぬ。ですので、より良い数少ない子ども達の環境整備を整えるためにも、いまはそちらの答弁を受け止めませぬけれども、今後とも子ども達の環境をより良くするために、今後も検討検証を行っていただければなと思ひます。以上で、終わります。ありがとうございます。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(又地信也君) 日程第8 報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

お手元に配付をしております、議案の後ろのほうにございます。また別紙、監査委員意見書の19ページから20ページまでをあわせてご覧いただきたいと思ひます。

はじめに、当町における実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が生じておりませぬので、比率は算出されておりませぬ。

次に、実質公債費比率は7.4%で、前年度より0.5ポイントの増となっており、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

次に、将来負担比率は97.0%で、前年度より4.2ポイントの減となっており、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

将来負担比率が前年度から減少した要因といたしましては、公営企業等に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額が減少したためであります。一方で、普通交付税や地方債償還等に充てることのできる特定財源が減少したため、大幅な減少とはなっておりませぬ。

今後の増減の見込といたしましては、これから予定している港団地建替や中央公民館、スポーツセンター等の公共施設の老朽化対策などで、多額の地方債借入が見込まれ、数値の上昇が想定されるため、財政調整基金や減債基金などの充当可能財源を増やす必要があります。

次に、資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、介護老人保健施設事業会計及び下水道事業特別会計の4会計とも、前年度と同様に資金不足額が生じていないことから、比率は算出されておりません。

平成29年度決算における当町の各比率は、いずれも健全段階に位置づけられている算定内容となっておりますが、自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存している脆弱な財政構造でありますので、引き続き計画的で効率的な財政運営を推進し、各比率の抑制に努めてまいります。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についての報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告が終わりましたが、質疑があればこれを許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして報告を終了いたします。

ここで皆さんに報告いたします。

小澤病院事業管理者が公務のため、ここで退席いたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午後1時32分
再開	午後1時33分

報告第2号 平成29年度木古内町一般会計継続費の精算報告について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第9 報告第2号 平成29年度木古内町一般会計継続費の精算報告についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、報告第2号 平成29年度木古内町一般会計継続費の精算報告につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

事業名は、木古内町都市計画道路3・4・3環状線通整備事業で、事業は平成27年度から平成29年度の3か年にわたって行われ、全体計画5億9,700万円に対し、実績額が5億7,102万617円で、2,597万9,383円減少しております。減少の要因につきましては、入札減、及び道南いさりび鉄道工事施工委託料の内容を精査したことによる事業費の減となっております。

また、事業に対する財源内訳は記載のとおりとなっております。

以上で、報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告が終わりました。質疑があればこれを許します。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして報告を終了いたします。

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第5号)

議案第5号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第10 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第5号)、日程第11 議案第5号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括して上程となりました、議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第5号)、議案第5号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、それぞれについて提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案第1号よりご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、239万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億1,496万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、4ページの第4表 地方債補正は、このたびの補正事業費による起債額の変更となっております。

起債の目的、1項目目の臨時財政対策債を10万円減額し、補正後の限度額を3億9,720万円とするものでございます。

歳出の主な補正内容につきましては、2款 総務費は、渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金の減額と、戸籍システム業務委託料の追加補正でございます。

3款 民生費は、日中一時支援事業委託料の追加補正でございます。

4款 衛生費は、渡島西部広域事務組合負担金の減額でございます。

6款 農林水産業費は、全道乳牛共進会参加報償費、未来につなぐ森づくり推進事業補助金、及び森林所有者調査業務委託料の追加補正でございます。

8款 土木費は、下水道事業の繰出金の減額でございます。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の追加補正でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど総務課長より説明をさせます。

続いて、議案第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を、2億6,695万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、平成29年度決算により繰越金 215万9,000円を補正するものでございます。

4ページをお開き願います。

第2表 地方債補正は、このたびの補正に係る起債額の変更で、7,580万円から210万円を減額し、7,370万円とするものでございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

2款 施設費、1項 施設管理費、1目 施設整備費ですが、事業費の精査により、委託料を減額し、同額を工事請負費で追加補正するものでございます。

続いて、9ページをお開き願います。

3款・1項 公債費、1目 元金ですが、これは下水道事業資本費平準化債の減額に伴う財源振替でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 5万9,000円の減額は、歳入の調整額を一般会計からの繰入金で行うものでございます。

5款・1項・1目・1節 繰越金 215万9,000円の追加補正は、平成29年度決算に伴う繰越金の追加でございます。

7款・1項 町債、1目・1節 下水道事業債 210万円の減額は、繰越金による増額分の一部を下水道事業資本費平準化債から減額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 総務課 若山です。

私のほうから議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、歳出より説明を行います。

9ページをお開き願います。

2款 総務費、2項 徴税费、1目 税務総務費、19節 負担金補助及び交付金 119万7,000円は、渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金に対する国保会計負担分が確定したことから、国保会計分を減額補正するものです。

10ページをお開き願います。

3項・1目 戸籍住民基本台帳費、13節 委託料 49万7,000円は、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に伴い、戸籍情報システムで現在使用している、外字情報を統一する作業を国において実施することとなり、当町の外字情報についてもシステムから抽出し、法務省へ提出するよう通知がありましたので、この委託費用を追加するものです。

11ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費、13節 委託料 46万9,000円は、利用実績の増に伴う日中一時支援事業委託料の追加補正です。

12ページをお開き願います。

4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 456万8,000円の減額は、渡島西部広域事務組合負担金の各町按分率変更及び、共済負担金率確定に伴う減額です。

13ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、5目 畜産業費、8節 報償費 3万円の追加は、本年8月22日に八雲町で開催された、第64回道南畜産共進会乳用牛の部において、当町の生産者2名が出陳した4頭の乳牛のうち、1頭が経産部門第9部においてベストアダー賞を受賞し、9月22日から安平町で開催される全道共進会へ出陳することとなったことから、報償費を補正するものです。

資料番号5 議案説明資料の2ページに全道共進会の大会概要、出陳牛等を記載しておりますので、ご参照願います。

なお、きょう現在の情報で、北海道胆振東部地震の影響により全道共進会が中止となるという情報が届いておりますので、中止が決定した際には、後日補正提案させていただきこの額を減額させていただきたいというふうに予定しております。

14ページをお開き願います。

2項 林業費、2目 林業振興費、19節 負担金補助及び交付金 83万2,000円は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金で、北海道から2h a分の補助金の追加配分があったことから、追加補正するものです。

3目 町有林管理費、13節 委託料 145万円は、森林所有者調査業務委託料の追加補正で、林野庁から林業成長産業化地域創出モデル事業に選定されたことから、事業に取り組むものです。

資料番号5 議案説明資料の1ページのほうにこの事業概要、今回の補正内容、それから今後のスケジュールを記載しておりますのでご参照願います。

次に、15ページをお開き願います。

8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰出金 5万9,000円の減額は、下水道事業特別会計の補正に伴い、一般会計からの繰出金を調整するものです。

16ページをお開き願います。

9款・1項・1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金 14万8,000円の追加は、渡島西部広域事務組合負担金の補正で、按分率の変更及び共済費率確定等による増額となっております。

次に、歳入について説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

9款・1項・1目・1節 地方交付税 3,616万円は、普通交付税交付決定に伴う追加補正です。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 49万7,000円の追加は、社会保障・税番号システム整備費補助金で、歳出で説明しました、戸籍システム外字情報抽出業務事業費の全額10割が補助されます。

2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 23万4,000円の追加は、地域生活支援事業補助金で、日中一時支援事業委託料の補正に伴い、事業費の2分の1が国から補助されるものです。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 11万7,000円の追加は、同じく地域生活支援事業補助金で、事業費の4分の1が道から補助されるものです。

次に、8ページをお開き願います。

14款 道支出金、2項 道補助金、4目 農林水産業費補助金、3節 林業費補助金 196万2,000円の追加は、歳出で説明をしました、未来につなぐ森づくり推進事業補助金 51万2,000円、及び林業成長産業化地域創出モデル事業補助金 145万円となっております。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 9,053万4,000円の減額は、このたびの補正に伴う財源調整となっております。

18款・1項・1目・1節 繰越金 4,926万6,000円の追加は、29年度繰越金の確定によるものです。

20款・1項 町債、1目 総務債、1節 臨時財政対策債 10万円の減額は、普通交付税交付決定に伴い、臨時財政対策債発行可能額が確定したことによる減額となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 何点か確認させてください。

9ページ、渡島・檜山地方税滞納整理機構の負担金の減、これ説明の中では国保会計分これの精算というか、それで減額するということ。減額はいいのですが、ということはこのあと滞納整理機構では国保の分は全て完納になったという認識・捉え方でいいのか。あと、国保の関係を滞納整理機構では今年度減額しちゃったからやらないということなのかどうなのかという部分。

それから、13ページの全道の乳牛の共進会の報償費、これ説明資料が出ています。これからすれば確かに、安平町で先ほど総務課長の説明の中では中止になるような話をしていましたから、この部分は減額になるのかなと思うのですが、ただやはりこの考え方なのですけれども、2日間全道の共進会に牛を積んで2日間安平町にまで行くわけですから、この3万円という根拠、これがどうなのか。極端な話1日、1万5,000円、車の経費を見ているのか行くかたの宿泊というかその部分の援助なのかどうなのか。もう少しせつかく資料を付けるのであれば、これが明らかにわかるような資料を添付するべきだろうとこう思います。

それから16ページ、消防費の14万8,000円の追加。按分率、共済の負担金等の変更によって足りなくなったというそれはわかるのです。14万8,000円をその都度こういう補正しなきゃならないのか、予備費等の中で充当できないのかという部分がこれ何百万の単位だとかであれば当然予算持っていないからあれですけれども、確かこれ予備費も計上しているはずですよ。その中でそういう部分のやりくりをする中で、終盤の時点で減額なり補正をしたほうがいいのではないだろうかなというふうに、その都度こうしなきゃならないのかどうなのか。

それから、下水道の8ページ、委託料と工事請負費。これ財源振替みたくなくなっていますけれども、本来であれば全く異質なものですよ、委託料。委託料が余ったから工事請負に振り替えるのだとそういうふうにも見えるのですよ。やはりこの理由を委託料がなぜ68万円減額になって、工事請負費がこれこれの理由で設計変更になった増額になった、それがたまさか68万円という同額になったということなのかどうなのか。委託料から工事請負に振り替えた、その辺の実態はどうなのか。それちょっと説明。

○議長(又地信也君) 議案第1号、9ページの件は。

税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) 滞納整理機構の負担金の関係ですけれども、負担金額につきましては年度当初、一般会計で全額計上しておりまして、その内容につきましては、徴収する税額ではなくて、あくまでも滞納整理機構に移管したかたの依頼する税額に基づいて一般会計分と国保会計分を按分した結果、国保会計分が119万7,000円の按分した結果依頼になるということで、その部分を一般会計から減額をさせていただいたということになります。以上です。

○議長(又地信也君) 13ページ、乳牛の関係。

産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、今回の共進会の関係です。

まず、支出でございますが、全てで12万5,000円の経費がかかるという状況でございます。

運搬費ですとか高速代金等々で、12万円5,000円がまずかかるということです。そのかかる経費を町と農協、それと南渡島地区酪農畜産振興会が一応折半をするという状況でございます。町の3万円の負担でございますが、こちらについてはまず町が3万円と農協も3万円負担します。残りを酪農畜産振興会がみますので、結果ほぼ半分を酪農畜産振興会がみる形になります。それで、残りを町とJAが半分ずつ持つという状況でございます。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 16ページの消防費の関係なのですけれども、先に開かれております渡島西部広域事務組合のほうの広域の議会のほうで、この各町の負担金については議決されておりまして、その議決にあわせて各町で今回補正させていただいているという形を取らせていただいております。

○議長(又地信也君) 5号の8ページ。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 下水道のことにに関してでございます。

まず、13節 委託料の設計の減につきましては、これに関しては入札による設計減によるものでございます。これを工事費に請負費に振り替えしていることに関しては、事業の推進を施し工事のほうの進捗を進めるということで、事業費の執行を行っているものでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いまの下水の関係、委託料の入札減は理解できるのだけれども、その部分を工事請負費に設計変更したということなのですか。まず、その確認。

それと、共進会の関係ですけれども、いま説明を受けたから、だから木古内町が3万円がいいのだというふうに理解します。それであればこのやはり添付している資料、この中に負担区分をこうなんだという部分を記載をすれば、10万円かかるけれども町がそのうちの何割という負担で3万円なんだという。端的にこれ予算の数字だけをみれば、安平町に行くのに3万円しか町で出せないのかという気持ちもやはりあるのです。やはりあそこまで行くのであれば、もう少し踏ん張ったっていいのかなというそういう思いがちょっとあったものですから、まずそうしたら下水のほうから。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 委託料についての減について、工事費に振り替えしたのか設計変更で対応したのかというご質問ですが、まず委託料については春先に委託の業務を発注しております。この時点で、設計減の金額が確定しまして、この事業費を今度工事費のほうに目論んで工事費のほうの発注をしておりますので、設計変更の対応ということではございません。以上です。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時00分
再開 午後2時06分

○議長(又地信也君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

最初に、議案第1号について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第12 議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、5,327万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,494万4,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、2項 徴税費、1目 賦課徴収費、19節 負担金補助及び交付金 119万7,000円は、渡島・檜山地方税滞納整理機構に移管する本年度の税額が確定し、国民健康保険税の占める割合が約68.3%となりましたので、機構に対する負担金の総額175万3,000円にこの割合を乗じた額を、国保会計からの負担分として追加補正するものでございます。

8ページをお開き願います。

6款・1項 基金積立金、1目 国民健康保険基金積立金、25節 積立金 7,070万9,000円は、平成29年度決算に伴う繰越金、及び予備費から積み立てて追加補正するものでございます。

9ページをお開き願います。

8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、5目 療養給付費等負担金償還金、23節 償還金利子及び割引料 1,652万7,000円は、平成29年度負担額確定に伴う返還金の追加補正でございます。

6目 療養給付費等交付金償還金、23節 償還金利子及び割引料 131万8,000円は、平成29年度交付額確定に伴う返還金の追加補正でございます。

7目 特定健康診査等負担金償還金、23節 償還金利子及び割引料 32万3,000円は、平成29年度負担額確定に伴う返還金の追加補正でございます。

8目 その他償還金、23節 償還金利子及び割引料 13万1,000円は、平成29年度高額医療費共同事業負担金の確定に伴う返還金の追加補正でございます。

10ページをお開き願います。

9款・1項・1目・節 予備費は3,692万9,000円、これは国民健康保険事業基金積立による減額補正でございます。

資料を用意しております。資料番号5 議案説明資料の3ページをお開き願います。

国から、市町村で予備費を設ける場合の基準が示されましたことから、減額後の予算を70万円とするものでございます。

それでは次に、歳入につきましてご説明をいたします。

6ページをお開き願います。

4款 財産収入、1項 財産運用収入、1目・1節 利子及び配当金 1万4,000円は、基金積

立による利子収入の追加補正でございます。

6款・1項・1目・1節 繰越金 5,326万2,000円は、平成29年度決算による繰越金の追加補正でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

14時20分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時14分
再開	午後2時20分

議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13 議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、163万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,464万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、平成29年度決算により、繰越金を補正するものでございます。

それでは、歳出からご説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

5款・1項・1目・節 予備費 163万1,000円は、平成29年度繰越金に係る財源を予備費に追加補正するものでございます。

次に、歳入のご説明をいたします。

6ページをお開き願います。

5款・1項・1目・1節 繰越金 163万1,000円は、平成29年度繰越金を追加補正するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第14 議案第4号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第4号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,503万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,164万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、平成29年度介護給付費、地域支援事業費、繰越金の確定等による補正でございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明をいたします。

7ページをお開き願います。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 償還金、23節 償還金利子及び割引

料 1,513万1,000円は、国庫支出金等過年度分返還金を追加補正するものでございます。

8ページをお開き願います。

6款・1項・1目・節 予備費 9万5,000円の減額は、平成29年度繰越金からただいまの追加補正を差し引き、予備費から充当するものでございます。

それでは次に、歳入のご説明をいたします。

6ページをお開き願います。

5款・1項 支払基金交付金、2目 地域支援事業交付金、2節 過年度分 31万3,000円は、平成29年度分の介護予防・日常生活支援総合事業交付金精算分を追加補正するものでございます。

8款・1項・1目・1節 繰越金 1,472万3,000円は、平成29年度分の繰越金の確定に伴い追加補正するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 木古内町多目的活性化施設設置条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第15 議案第6号 木古内町多目的活性化施設設置条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第6号 木古内町多目的活性化施設設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましても、現在、木古内川河口付近に建設を進めている木古内町多目的活性化施設の建物の名称、及び位置を定めるとともに、施設管理にあたり必要な事項を定めるために制定をするものでございます。

第1条では本条例の目的について、第2条では名称及び位置について、第3条から第10条については、管理・使用等について定めており、後段に別表として各研修室の使用料について記載しております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年12月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 木古内町多目的活性化施設設置条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について

○議長(又地信也君) 日程第16 同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに、資料を添付しておりますのであわせてご参照願います。

このたびの木古内町教育委員会委員の任命について同意を求める工藤嗣美氏は、昭和51年3月に木古内高等学校を卒業後、家業の工藤商店手伝いを経て、昭和55年4月千葉県警察警備部外事課勤務、平成3年4月に安田火災海上保険函館支社勤務、平成6年4月にツグミ総合保険を立ち上げ、現在は、有限会社ツグミ総合保険代表取締役役に就任しております。

平成18年10月からは、木古内町教育委員会委員として、平成22年10月からは委員長職務代理者として様々な教育問題の解決に尽力され、その業績は教育関係者はもとより、町民の皆様が認めるところでございます。

このように、教育に造詣が深く、人格高潔であることから、教育委員の適任者であり、引き続き当町の教育推進に貢献していただけるものと確信しております。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議をくださり、満場一致での決定をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第17 同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに、資料を添付しておりますのでご参照を願います。

このたびの木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める名須賀六男氏は、昭和49年3月に北海道木古内高等学校を卒業後、同年4月に木古内町役場職員となられ、税務課課税係、保健福祉課長などを歴任し、平成28年3月に木古内町役場を定年退職されたのち、同年4月から2年間木古内町再任用職員として、また現在は、木古内町臨時職員として勤務されております。

税務課職員としての6年間を含め、長年にわたる木古内町職員としての経験を生かして、委員の職責を果たしていただけるものと確信をしております。

なお、任期は3年で、平成30年10月1日から平成33年9月30日まででございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

ご審議の上、満場一致でのご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**町長(大森伊佐緒君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○**議長(又地信也君)** 全員起立。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第3号 被表彰者の決定について

○**議長(又地信也君)** 日程第18 同意案第3号 被表彰者の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長(大森伊佐緒君)** ただいま上程になりました、同意案第3号について提案理由の説明を申し上げます。

同意案第3号 被表彰者の決定について。

木古内町表彰条例に基づき、平成30年度被表彰候補者について表彰審査委員会に附し、審査の結果、下記のとおり決定したので、木古内町表彰条例第5条ただし書きの規定により議会の同意を求める。

自治功労者 緑川二三男、昭和18年9月26日生、満74歳、上磯郡木古内町字泉沢183番地。

緑川二三男氏の功績概要につきましては、次のページに記載しておりますが、昭和62年1月に木古内消防団に入団以来、30年以上にわたり、泉沢地区はもとより、町内全域の予防活動・消火活動・警戒活動などに従事されております。

住民からの信頼も厚く、地域の安心・安全に多大な貢献をされております。

どうかご審議をいただきまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○**議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第3号 被表彰者の決定については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第4号 被表彰者の決定について

○議長(又地信也君) 日程第19 同意案第4号 被表彰者の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、同意案第4号について提案理由の説明を申し上げます。

同意案第4号 被表彰者の決定について。

木古内町表彰条例に基づき、平成30年度被表彰候補者について表彰審査委員会に附し、審査の結果、下記のとおり決定したので、木古内町表彰条例第5条ただし書きの規定により議会の同意を求める。

産業経済功労者 多田賢淳、昭和27年1月22日生、享年満66歳、住所 上磯郡木古内町字本町669番地。多田賢淳氏の功績概要につきましては、次のページに記載しておりますが、多田氏は最勝寺の住職で、保育園を経営するかたわら、28年の長きにわたり木古内町観光協会副会長として、町の観光に力を注いでこられました。

木古内町の発展を強く願い、体験観光の受け入れや、サラキ岬へのチューリップ植栽、咸臨丸を起爆剤とした観光イベントの創出など、観光産業の発展に多大な貢献をされました。

また、平成20年からはどうなん・追分シーニックバイウエイルートの事務局長としても、その手腕を発揮されております。

多田氏の功績は、書き尽くせないほどでございますが、皆様もご承知のとおりで、まことに顕著でございます。

どうかご審議をいただきまして、満場一致でのご同意をくださるようお願いを申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第4号 被表彰者の決定については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

認定第1号から認定第9号(平成29年度各会計決算)

○議長(又地信也君) 日程20から日程28については、決算認定の議題にあたります。

一括議案の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(福田伸一君) それでは、朗読いたします。

日程第20 認定第1号 平成29年度木古内町一般会計決算認定について、日程第21 認定第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第22 認定第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第23 認定第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について、日程第24 認定第5号 平成29年度木古内町水道事業会計決算認定について、日程第25 認定第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について、日程第26 認定第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について、日程第27 認定第8号 平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第28 認定第9号 平成29年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について。以上でございます。

○議長(又地信也君) 以上、認定第1号 平成29年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件については関連がありますので、一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま一括議題としました9件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成29年度木古内町決算審査特別委員会を設置するとともに、議長及び監査委員の竹田議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認め、ただいま一括議題としました9件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成29年度木古内町決算審査特別委員会を設置し、議長及び監査委員の竹田議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長(又地信也君) 次に、ただいま設置されました、平成29年度木古内町決算審査特別

委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 異議ないものと認め、平成29年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任することに決定をいたしました。

これより、木古内町議会委員会条例第9条第1項の規定による、委員長及び副委員長の互選を行うため、特別委員会の開催をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時48分
再開	午後3時01分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回平成29年度木古内町決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

平成29年度木古内町決算審査特別委員会委員長には6番 手塚昌宏君、副委員長には7番 福嶋克彦君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。お知らせいたします。

休 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

ただいま設置されました、平成29年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

よって、平成29年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。

皆様、どうもご苦労様でした。

（ 午後3時02分 休会 ）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月14日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 竹 田 努

署 名 議 員 相 澤 巧

平成30年9月21日（金）第2号

- 開会日時 平成30年9月21日（金曜日）午後 3時30分
○ 閉会日時 平成30年9月21日（金曜日）午後 4時34分
-

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福嶋	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	若山	忍
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
町民課長	吉田	広之
保健福祉課長	羽沢	裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤	一郎
まちづくり新幹線課長	木村	春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	田原	佳奈
産業経済課長	片桐	一路
建設水道課長	構口	学
病院事業事務局長	平野	弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東	誠
教育長	野村	広章
生涯学習課長	吉田	宏
給食センター長	吉田	宏
農業委員会事務局長	片桐	一路
代表監査委員	森井	俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田	伸一
議事担当主査	西嶋	浩二

平成30年第3回木古内町議会定例会議事日程

第2号 平成30年9月21日(金)

午後 3時30分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議長諸報告
3		議会運営委員会報告
4		平成29年度木古内町決算審査特別委員会報告
5	議案 第7号	平成30年度木古内町一般会計補正予算(第6号)
6	発議案 第1号	議会閉会中の所管事務調査について
7	意見書案第1号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
8	意見書案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
9	意見書案第3号	障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書
10		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

(午後3時30分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから9月14日に引き続き、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員については、別紙配付のとおりであります。小澤病院事業管理者につきましては、本日診療のため欠席となっておりますので、ご報告いたします。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

6番 手塚昌宏君、7番 福嶋克彦君。以上、2名を指名いたします。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第3 議会運営委員会報告。

議会運営委員会委員長より、議会運営に関する件について報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。

平成30年9月21日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 新井田昭男。

議会運営委員会報告書。

平成30年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。

会議開催状況につきましては、9月21日に開催し、欠席委員はおりませんでした。

2. 平成30年第3回木古内町議会定例会の追加議案について。

(1) 議案第7号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第6号)。

以上、1件を今定例会の案件として追加することとする。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時33分
再開 午後3時35分

平成29年度木古内町決算審査特別委員会報告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第4 平成29年度木古内町決算審査特別委員会報告。

平成30年9月14日開催の平成30年第3回木古内町議会定例会において設置されました、平成29年度木古内町決算審査特別委員会の報告を求めます。

平成29年度木古内町決算審査特別委員会 委員長 6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 6番 手塚昌宏です。

平成30年9月21日 木古内町議会議長 又地信也様。平成29年度木古内町決算審査特別委員会委員長 手塚昌宏。

平成29年度木古内町決算審査特別委員会審査報告書。

平成30年第3回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記 1. 会議開催状況。

会議は、9月14日から9月21日までの5日間にわたり開催しております。

2. 審査事項。

審査事項は、認定第1号 平成29年度木古内町一般会計決算認定についてほか、以下のとおり8件について審査を行っております。

3. 審査結果。

認定第1号 平成29年度木古内町一般会計決算認定のほか8件について慎重に審査を行った結果、当委員会としていずれも認定すべきと決定いたしました。

4. 審査所見。

平成29年度各会計決算の中で、一般会計については、実質収支4,791万円の黒字となった。

その中で、自主財源である町税については、過去10年間の中でも最も高い収納率となり、昨年度の審査所見と同様に評価に値するものである。今後も貴重な一般財源確保のため、さらなる収納率向上に引き続き努力されたい。

高齢者等入浴無料券交付事業については、周知徹底に努めているが、交付率39.2%、利用率20.7%にとどまっていることから、利用率向上に向けて利用者の利便性を考慮するなど、

目的である高齢者や障がい者の健康増進に尽力されたい。

漁業振興事業については、漁家と行政をはじめ関係機関との連携が重要であることから、中長期的な取り組みを行い、漁獲増に向けて鋭意努力されたい。

給食配送については、児童生徒への安心安全な給食提供のため、車両に関する仕様、基準を定めるなど早急な対応を求める。

水道事業については、上水道事業から簡易水道事業に移行されることにより、経営改善が見込まれるものの、人口減や将来的な大規模公共事業の終了により、給水量の減少が想定されるため、今後も健全経営に向け努力されたい。以上でございます。

○議長(又地信也君) 平成29年度木古内町決算審査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は議長及び監査委員の竹田議員を除く8名の全議員による委員会でありますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号 平成29年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件につきましては、平成29年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、認定第1号 平成29年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件につきましては、平成29年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第7号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第6号)

○議長(又地信也君) 日程第5 案第7号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第7号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、253万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、40億1,750万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容でございますが、3款 民生費は、9月6日に発生した北海道胆振東部地震に係る災害対応に要した費用の追加補正でございます。

6款 農林水産業費は、全道乳牛共進会参加報償費の減額でございます。

14款 職員給与費は、台風21号発生に伴い、災害対応に要した費用の追加補正でございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 議案第7号の詳細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、歳出より説明を行います。

7ページをお開き願います。あわせて、議案説明資料 資料番号7の1ページをお開き願います。

3款 民生費、3項・1目 災害救助費、3節 職員手当等 59万8,000円は、北海道胆振東部地震発生に伴い、災害対策本部及び自主避難所を開設したことによる管理職特別勤務手当、並びに職員時間外勤務手当の追加です。

費用の内訳につきましては、資料の1ページに掲載しておりますのでご確認ください。

9節 旅費 14万6,000円は、北海道胆振東部地震で被災された町に職員2名を派遣することに伴う旅費の追加です。

こちらは、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定に基づき、北海道を通じて、厚真町、安平町、むかわ町から職員の派遣要請があったことによるものです。

9月18日に、北海道から渡島管内市町全体で30名、当町では2名を目安に派遣要請がありました。9月19日に臨時の管理職会議を開催し、当町からも2名の派遣をすることを決めております。派遣予定期間は、9月27日から10月1日までの5日間で、前後の移動日を加えた6泊7日分を計上しております。

11節 需用費 53万6,000円は、地震発生時に北海道全域が停電となったことにより使用したガソリン・軽油の購入費 39万3,000円とライト等の電池、非常用飲料水袋の購入費 14万3,000円の追加です。

14節 使用料及び賃借料 61万円は、地震発生時に上下水道施設において使用した発電機及び吸引車の借り上げにかかる費用です。

先ほどお配りした、追加の資料のほうもあわせてご参照願います。

次に、8ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、5目 畜産業費、8節 報償費 3万円は、9月22日から23日にかけて開催予定の全道乳牛共進会が、北海道胆振東部地震発生に伴い中止となったことから、一般会計補正予算(第5号)で補正しました全道乳牛共進会参加報償費を減額するものです。

9ページをお開き願います。

14款・1項・1目 職員給与費、3節 職員手当等 67万3,000円は、台風21号発生に伴い、災害対策本部及び自主避難所を開設したことによる管理職特別勤務手当並びに職員時間外勤務手当の追加です。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 253万3,000円の追加は、このたびの補正に伴う財源調整となっております。

なお、9月6日に発生しました北海道胆振東部地震については、北海道全域に災害救助法が適用され、地震発生時の避難所開設などの応急復旧に係る費用は、民生費の災害救助費に計

上することとされていることから、地震分と台風分で、それぞれ費用を分けて補正予算を計上しております。

また、災害救助法適用に伴い、地震に係る応急復旧費用については、通常国及び道から費用負担されますが、現段階で対象となる経費及び交付額が確定していないため、交付額が確定した際には歳入の補正をさせていただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 胆振東部の地震の関係の災害の関係の予算について、ちょっと確認します。

きょう、説明資料いただきました。最初、きのうまでもらっている説明資料からすれば発電機はわかるけれども、吸引車って何だろうと思っていました。そして、きょうのこの説明資料の中で下水道、クリーンセンターのほうで使ったということがわかりましたけれども、この吸引車借り上げて誰操作というかしたのかどうなのかという部分。これ吸引車なんかの場合は、業者に委託しないの。その辺の考え方がよくわからないし、これきょうもらった資料からすれば、今回の例えば機械の借り上げ等については、クリーンセンターで使った分ということでそういう理解をしていいのかどうなのか。役場の前にも6日の夜ウエルダー、発電機あって役場の所有なのか、それともレンタルしたものなのかどうなのか。それがなぜ、ここに予算計上になっていないのかどうなのかというのが何か不自然な形。きょうの資料をもっと早くもらって見比べてあれしたのですけれども、いまこの場で、その辺確認だけします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) まず、バキュームカーにつきましては下水道の送水、停電で各所に町内6箇所ほど現在のところマンホールポンプあるのですが、そのマンホールポンプがある一定程度水が溜まった時点で、自動的に次の桝まで送水するという仕組みになっているのですけれども、それができないために溜まった汚水をバキュームカーで汲み上げていただいて、それを何時間かおきに実施していただいたと。これについては専用車ですので、車及び操作含めて借り上げしているということです。いま申し上げたとおり、各所にあるマンホールポンプを吸い上げて、処理を続けたということです。

それから、発電機につきましては、当町に備えている発電機を役場前に置いて、あと下水道のほうで強制的に送水した。あるいは、浄水場で配水池までの送水バッテリー等の借り上げは、別個に行っています。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 私が聞いているのは、この吸引車を業者をお願いしたということでしょう、マンホールの。たとえば、機械の予算計上が正しいのか、委託料計上で処理するのが適切でないのか私はそう思っているものですから。ただ、機械の借り上げを含めて特殊な車だから、その操作も含めてお願いしたと。これは、やはり借り上げでなくて委託料に計上すべきでないのかなというふうに思うのだよね。その考え方と、だから役場前のウエルダーは役場の自前なのですか。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時53分
再開 午後3時58分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野です。

このたびの災害については、木古内町が建築協会ですか建設協会ですか、提携している災害時の提携を協定をしているということで、発電機含め確保できた。あるいは、ガソリン・軽油についてもそのお陰で確保できたという部分はあるかと思えます。

その中で、きょう配付いただいた資料の中身について一部ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども、先ほど配られた1枚目の中の作業の内訳の明細なのですけれども、上から追っていくと計の上の諸経費一式っていう金額あるのですけれども、明細で普段このように一式で諸経費っていうのみることないものですから、中身についてはどのような内容なのかをお聞かせください。

それと、2枚目の軽油の売上なのですけれども、こちらについては緊急時ということなのか、あるいは発電機での特別なそういうのあるかないかわからないのですけれども、特別な軽油なのか、配達されたからなのか。単価が若干高いように感じるのですけれども、これについてもお聞かせください。2点です。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 平野議員のご質問にお答えいたします。

まず、諸経費についてでございます。一般的に諸経費につきましては、2割から3割程度という部分が経費として見込まれます。ただし今回、緊急時ということもありまして、業者さんのほうの見積もりということで、約1割の諸経費を見込んだ見積もりとなっております。

それによって端数の丸めをした形でやっております。諸経費の内訳については、福利厚生とか会社としてかかる部分のこれ工事的な経費にかかる部分がある程度見込まれるものでございまして、ただこれに関しては今回この見積もりの中身に関しては、1割の金額で計算して見積もりを丸めた形となっております。

次に、2点目の軽油の単価についてでございます。これにつきましては、まず直接的な購入の部分でない部分もありまして、こちらに関してはこの業者のほうである程度割増した金額になっているかと思われます。これに関しては、ちょっと最終的に細かい確認はしていませんが、時間をいただければ後ほど確認したいと思います。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 議長、休憩を求めてよろしいでしょうか。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時01分
再開 午後4時09分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

資料を出していただいて大変ありがたいのですが、いま議論あった2ページ目、北海産業さん云々の部分に関しては、少し精査してまだ請求が来ていないと思いますので、その辺は精査して決済するようにお願いいたします。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 縷々、いまいろんな議論あるのだけれども、これ例えば災害時の災害協定だとか業者含めて、やはりきちんと結ぶべきだと思うのですよね。災害時、例えばこういう機械も重機のレンタルとか発注含めた部分もこれはきちんとしておかないからこういう現象になるのかなというふうに思っているのですよね。今後、その辺の町内業者との災害協定をするかどうか、今後に向けての検討なのかどうなのかという部分が一つとそれから、先ほどの質疑の中で役場の前にあったウエルダー町で買ったというけれども、あれどこに保管している。保管場所どこにしているの、あれ。いままで見たことない。まず、答弁して。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 現在も災害時の協定について、例えば優先的に機械を提供するとか、あるいは燃料を提供するといったことは、建設業協会あるいは燃料業界との協定は結んでいますので、それに基づいて動いてはいるのですけれども、ただ緊急時の場合にそれによって殺到するというケースもあって、最低限生活に困らない範疇で各業者さんとは協定を結んだ中での提供をいただいているというふうにしております。その協定についても当初結んでからまた年数も経ってきまして、そういう面で再度協定が不備がないかどうか見直したいと思っております。

あと、先ほどちょっと私申し上げたのですけれども、役場にある形でいくと30アンペアクラスの赤い色の失礼しました。そちらについては、町の所有物ではなくて、建設業協会の会員さんから提供があったということです。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町の所有かって、そうだと言うから。業者から例えばレンタルしたのであればたと報告すればいいのだけれども、町が所有している。大変災害時に備えてああいう大きな発電機は有効だなというふうに思っている、良かったなと思っている。ただ、いつ買ったのかな、例えばあの発電機そんなに汚れてもいないからどこに機械センターなのかな。たまたま機械センターに行ってもウエルダー見たことないものだから、その確認なのです。あれレンタルなの。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 今回、災害発生時に緊急電源ということで、役場に備えてある発電機2台、及びスポーツセンターにも備えている発電機なども利用して、緊急に備えました。同時に、建設業協会の会員さんから大型の機械をいま使っていないということで有効に利用してくださいという提供があったものですから、それをさらに1台使わせていただいたということで、しのいだということでご理解いただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時15分
再開 午後4時17分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

7番 福嶋克彦君。

○7番(福嶋克彦君) 参考のためにちょっと聞きたいと思います。

実は、2名の派遣要請あった職員の旅費について、ちょっと聞きたいと思います。実は先般、広域の議会でもこの話が出まして、もう11日の話でしたけれども、2泊3日で広域の消防署の職員が行って来ました。その中で、自前でそれぞれ宿泊をしなければならないので、相手に迷惑をかけられないので、テントを持って行ったと。そういう話で聞いてきました。

今回、うちの職員が6泊7日、一週間行くわけですから、健康管理も含めて旅費の9,800円プラス日当2,000円これで計算になりますけれども、泊まる場所はきちんとあるのか、布団はきちんと用意されているのか、行ってから探すというふうなことにならないと思いますので、一週間健康管理も含めて大変だと思うので、その内容をちょっとお知らせください。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) いま、ご質問の旅費の関係でございますけれども今回、既に地震発生から近くの空知振興局ですとか上川振興局、あるいは十勝振興局の管内の市町村の職員が駆けつけながら応援体制を取っています。今回、渡島総合振興局を通じて9月27日から5日間をお願いしたいと。ということで、同時に宿泊については、各自でお願いしたいということでした。実際に派遣している方々の町村に連絡を取ってどういうふうな形を取っていますかという形を取らせていただいたところ、厚真あるいは安平この辺は、千歳市あるいは苫小牧市から20分から30分で着く範囲に存在しているということで、派遣されている職員の方々もいま申し上げた両市のあたりのビジネスホテルに日々泊まって、いま要請されている業務は役場内の事務補助ですから、8時半から17時15分までを基本とするというお話をいただいています。ですので今回、私どものほうもビジネスホテルだと思いますが、そちらに宿泊する形で日々公用車で現地に向かうという形で、ほかの管内と同じ形を取りたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第6 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より別紙のとおり、その所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案とおり承認することに決定をいたしました。

意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第7 意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 6番 手塚昌宏です。

意見書案第1号 平成30年9月21日 木古内町議会議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 平野武志、同じく竹田 努。

意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、公立高校の再編・統合を実施し、大規模な削減を行ってきました。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大し、保護者の経済的負担も増大しています。

これらを解消するため多くの自治体では、様々な補助の実施ややむなく町立移管とするなど、存続に向け努力しています。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせ、教育行政としての責任を放棄していると言えます。

3月に公表された「これからの高校づくりに関する指針」については、これらの実態を踏まえていないため抜本的に見直し、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した「高校配置計画」、「高校教育制度」が必要です。

よって、記載しております以下の5点について、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第8 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 9番 吉田裕幸です。

意見書案第2号 平成30年9月21日 木古内町議会議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 相澤 巧、同じく手塚昌宏。

意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止など多面的機能の発揮が期待されており、森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、木材を利用していくことは、地方創生にも大きく貢献するものです。

今後、平成31年の通常国会で創設が予定される森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮

称) を活用した地域の特性に応じた森林整備の推進や、林業・木材産業の成長産業化に向けて施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、記載しております以下2点について、衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第9 意見書案第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番 福嶋克彦君。

○7番(福嶋克彦君) 7番 福嶋克彦です。

意見書案第3号 平成30年9月21日 木古内町議会議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 福嶋克彦、賛成者 木古内町議会議員 鈴木慎也、同じく吉田裕幸。

意見書案第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

社会支援を受けなければ生きていけない障害児者は年々増加し、障害福祉施設が不足しており、家族介護に依存した生活を余儀なくされています。また、家族に依存した生活により相互依存を助長し、障害児者の自立を困難なものとしています。

こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況の早期実現が必要です。

よって、記載しております以下の3点について、衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、別紙配付のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

以上をもちまして、平成30年第3回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうもご苦労様ございました。

(午後4時34分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月21日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 手 塚 昌 宏

署 名 議 員 福 嶋 克 彦